

令和5年第2回

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

## 令和5年第2回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和5年6月6日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 4時45分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町一般会計補正予算（第15号）
- 7 報告第 2号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 8 報告第 3号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 9 報告第 4号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 5号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 11 報告第 6号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 報告第 8号 専決処分した事件の報告について  
令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 14 報告第 9号 令和4年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 15 報告第10号 令和4年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 16 報告第11号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 17 議案第 1号 森町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例制定について
- 18 議案第 2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 19 議案第 3号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定

について

- 2 0 議案第 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 2 1 議案第 5号 令和5年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 2 2 議案第 6号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 2 3 議案第 7号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 2 4 議案第 8号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 5 議案第 9号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 6 議案第10号 令和5年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 2 7 議案第11号 財産の取得について【小型動力ポンプ付積載車】
- 2 8 同意第 1号 農業委員の選任について【猪子 和博】
- 同意第 2号 農業委員の選任について【石澤 良則】
- 同意第 3号 農業委員の選任について【河野 芳之】
- 同意第 4号 農業委員の選任について【高瀬 幸巳】
- 同意第 5号 農業委員の選任について【佐橋 悟】
- 同意第 6号 農業委員の選任について【皆川 毅】
- 同意第 7号 農業委員の選任について【加藤 秋彦】
- 同意第 8号 農業委員の選任について【豆澤 俊二】
- 同意第 9号 農業委員の選任について【瀬野 秀雄】
- 同意第10号 農業委員の選任について【甲田 祐康】
- 同意第11号 農業委員の選任について【小森 昭彦】
- 同意第12号 農業委員の選任について【宮本 秀逸】
- 同意第13号 農業委員の選任について【中村 英美】
- 同意第14号 農業委員の選任について【青山 純司】
- 同意第15号 農業委員の選任について【黒澤 寿光】
- 2 9 意見書案第1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 3 0 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 3 1 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書
- 3 2 意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 3 3 意見書案第5号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書
- 3 4 意見書案第6号 女性差別撤廃条約選択議決書の速やかな批准を求める意見書
- 3 5 議員の派遣について
- 3 6 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長	14番	木村俊広	君	副議長	1番	伊藤昇	君
	2番	河野文彦	君		3番	高橋邦雄	君
	4番	河野淳	君		5番	山田誠	君
	6番	野口周治	君		7番	斉藤優香	君
	8番	千葉圭一	君		9番	佐々木修	君
	10番	加藤進	君		12番	東隆一	君
	13番	松田兼宗	君				

○欠席議員（1名）

11番 山本裕子 君

○出席説明員

町長	岡嶋康輔	君
副町長	長瀬賢一	君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子	君
監査委員	釣隆吉	君
総務課長	濱野尚史	君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	東克宏	君
監査事務局書記長	小田桐克幸	君
防災交通課長	柴田正哲	君
契約管理課長	山田真人	君
企画振興課長	川村勝幸	君
企画振興課参事	池田恵太	君
税務課長	柏渕茂	君
保健福祉課長	宮崎弘光	君
保健福祉課参事	萩野友章	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎涉	君
住民生活課長	阿部泰之	君
子育て支援課長	野崎博之	君
環境課長	川口武正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹	君

農林課技術長	濱野真行君
農林課参事	佐藤司君
水産課長	岩井一桐君
商工労働観光課長	奥山太崇君
建設課長	富原尚史君
建設課技術長	伊藤正吾君
砂原支所長兼 地域振興課長	落合浩昭君
町民福祉課長	金丸義樹君
教 育 長	毛利繁和君
学校教育課長	坂田明仁君
学校教育課参事	藤嶋希君
学校教育課参事	名生達也君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智裕君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠公君
給食センター長	石岡丈宜君
さくらの園・園長	敦賀靖之君
病院事務長	千葉正一君
上下水道課長	水元良文君
消 防 長	東谷直樹君
消 防 次 長	松居順一君
消 防 署 長	松田光治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小田桐克幸君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	関 孝 憲 君
庶 務 係	喜 田 和 子 君
総 務 係	水 嶋 篤 市 君
財 政 係	村 井 涉 君
行革DX推進係	水 口 祐 太 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町一般会計補正予算（第 15 号）
- 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 5 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 6 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予  
算（第 3 号）
- 9 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について  
令和 4 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 10 報告第 9 号 令和 4 年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 11 報告第 10 号 令和 4 年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 12 報告第 11 号 令和 4 年度森町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につい  
て
- 13 議案第 1 号 森町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 2 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 3 号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定  
について
- 16 議案第 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 17 議案第 5 号 令和 5 年度森町一般会計補正予算（第 2 号）
- 18 議案第 6 号 令和 5 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 19 議案第 7 号 令和 5 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 20 議案第 8 号 令和 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 21 議案第 9 号 令和 5 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 22 議案第 10 号 令和 5 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 23 議案第 11 号 財産の取得について【小型動力ポンプ付積載車】
- 24 同意第 1 号 農業委員の選任について【猪子 和博】

- 同意第 2号 農業委員の選任について【石澤 良則】
- 同意第 3号 農業委員の選任について【河野 芳之】
- 同意第 4号 農業委員の選任について【高瀬 幸巳】
- 同意第 5号 農業委員の選任について【佐橋 悟】
- 同意第 6号 農業委員の選任について【皆川 毅】
- 同意第 7号 農業委員の選任について【加藤 秋彦】
- 同意第 8号 農業委員の選任について【豆澤 俊二】
- 同意第 9号 農業委員の選任について【瀬野 秀雄】
- 同意第 10号 農業委員の選任について【甲田 祐康】
- 同意第 11号 農業委員の選任について【小森 昭彦】
- 同意第 12号 農業委員の選任について【宮本 秀逸】
- 同意第 13号 農業委員の選任について【中村 英美】
- 同意第 14号 農業委員の選任について【青山 純司】
- 同意第 15号 農業委員の選任について【黒澤 寿光】
- 25 意見書案第1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 26 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 27 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書
- 28 意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 29 意見書案第5号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書
- 30 意見書案第6号 女性差別撤廃条約選択議決書の速やかな批准を求める意見書
- 31 議員の派遣について
- 32 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和5年第2回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、伊藤昇君、2番、河野文彦君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から6月7日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 令和5年森町議会6月会議の貴重なお時間をいただきまして、私より令和4年12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

4年ぶりに行動制限のない第74回もりまち桜まつりが4月29日から5月14日までの16日



間で開催され、道内外から約15万8,000人の花見客が森町の桜を楽しまれました。4月に入ってから暖かい気候が続いており、20日に標本木のソメイヨシノが開花し、観測史上最も早い開花宣言となりました。4月29日のオープニングセレモニーでのテープカットを皮切りにスタートした今年の桜まつりは、4年ぶりにかつてのにぎわいを取り戻したお祭りであり、同時に様々な交流もありました。5月3日、4日には森蘭航路を活用し、室蘭市民を桜まつりに招待する日帰りツアーが行われました。この企画は、昨年6月、室蘭市において開港150年、市制施行100年記念事業の一環として森蘭航路と室蘭港の歴史を巡るツアーが開催され、森町民が室蘭市を訪れ歴史を通じた交流が行われたことを受け、私から提案させてもらいましたが、ツアー初日の5月3日には森港で青山剛室蘭市長ほか参加者30名の方を出迎え、その後森町の桜や歴史に触れていただきました。ツアーに参加された方からは、ソメイヨシノが満開のときにまた来たいと再度の来町を心待ちにする声が聞こえておりました。

さて、今年は4年ぶりに友好町の静岡県森町より太田町長をはじめ新たに就任されました吉筋議長、産業課の職員一行が来町され、祭り会場において新茶の試飲と販売をしていただきました。その後議員の皆様にもご参加をいただきながら歓迎昼食会も開催させていただきました。昨年11月に私が初めて静岡県森町を訪問して以来の再会となりましたが、友好町55年目を迎えた両町の絆がより一層強まったと考えているところであります。

また、北海道森町ふるりの会の山形会長、若山副会長ほか11名の会員の方々も6年ぶりに桜まつりに合わせて帰町されました。13日に行われた歓迎会では、久しぶりとなるふるさと森町の近況に熱心に耳を傾けておられました。2日目には韃馬競技大会の観戦やカンザンなどの桜を觀賞し、お花見を満喫していただきました。今回の帰町で改めて森町のすばらしさを感じ、そして昔を懐かしむ思いで胸がいっぱいになったとのご感想をいただき、大変喜ばしく感じているところであります。

桜まつりのフィナーレでは800発の大輪花火で幕を下ろした今年の桜まつりが盛況裏に終えることができましたことに、実行委員会をはじめ関係各位に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

最後となりますが、去る5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、森町指定新型コロナ検査所を契約期間満了となる6月30日をもって閉鎖することになりましたので、ご報告いたします。コロナ検査所は、昨年8月に開設し、6月2日現在で延べ2,561の方が利用されました。また、昨年4月より実施した自宅療養等をされている方に対する支援物資については、これまで1,450セットを提供したところでありますが、こちらも5類感染症移行に伴い、5月2日の受付分をもって提供を終了しましたので、併せてご報告いたします。いまだ新型コロナウイルスの終息は見通せない状況ではありますが、着実にかつての日常が戻りつつあると実感しているところであります。

以上、私からの行政報告といたします。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を遵守し、内容も要点を簡潔明瞭に行うこととともに、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局も含めて不適切な発言についても十分注意されますよう、併せてお願いいたします。なお、会議規則第56条第1項の規定により、質疑については3分以内、討論については5分以内としますので、ご協力をお願いします。

初めに、どうする、町内会活動、チャットGPTについて、森町国民保護計画について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

最初に、どうする、町内会活動を行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

自治会、町内会の活動が岐路に立たされている。加入率が下がり、役員の成り手がいなくて解散や合併を選択するところも。地域コミュニティを誰がどう支えていけばいいのか。4月4日の朝日新聞の1面に掲載され、二面にわたって特集された東京都内の町内会の実情を問題提起した記事の書き出しです。自治会活動曲がり角、加入率低下、役員高齢化、解散も、役員の多くは70代から80代、10年もしたら自治会は消滅しますよ、防災、防犯に懸念という言葉で町内会の置かれている状況が表現されています。

森町における行政と町内会の関係を見れば、移動町長室の主催団体、森町広報紙の配布協力団体、各地域会館などの管理団体、フラワーロードの維持管理団体、ごみステーションの維持管理協力団体、防災、防犯活動の協力団体、交通安全運動の協力団体、その他行政の各種業務の依頼先団体として位置づけられていると考えられます。行政の下請団体と位置づけられているとも言えると思います。町内会は、日本の集落または都市の一部分、町において、その住民などによって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体、地縁団体とその集会、会合であるとされています。これは、インターネット上にあるウィキペディアによるものから引用されています。

そこで、質問します。町は、行政の立場で町内会の必要性についてどのように認識しているのか。

2つ目に、町は行政の立場で町内会の現状の実態を把握しているのか。

職員の地域活動への参加を促す必要があると考えるが、いかがでしょうか。例えば地域担当制を導入するとかの問題があるかと思いますが。

職員の町内会に対する認識は把握しているのか。それについては意識調査が必要である

と考えます。

5つ目に、町内会への具体的な支援策が必要と考えるが、いかがでしょうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町内会は、地域課題の解決や住民同士の交流の役割を担っており、町民にとって一番身近な団体であり、地域福祉、防災、防犯意識の向上など、住民主体のまちづくりを進めていく上で行政にとってもなくてはならない大切なパートナーであると認識しております。森町には現在41町内会があり、各町内会でいろいろな課題を抱えていると思いますが、役員の高齢化、担い手不足、加入率の低下は全国的にも課題となっており、森町についても例外ではないと思っております。ここ数年のコロナ禍で町内会行事や会合が行えなかったことがこれらの課題を加速させたと認識しており、5類感染症移行に伴い、町内会活動が活発になって課題解決に向かえるよう町としてもサポートしていきたいと思っております。

職員の町内会活動については、これまでも職員や職員退職者が一定数参加しておりますし、多くの部署が業務を行っていく中で町内会と関わり、町内会の役割、重要性について十分理解していると認識しているため、地域担当制度及び意識調査の実施については現在のところ考えてはませんが、職員には積極的に町内会活動に参加するよう促していきたいと考えています。

町内会への具体的な支援策については、今までも敬老事業への助成金、防犯灯の設置補助、ごみステーションの譲与等実施しておりますが、町内会から要望を聞いた上で必要な支援については今後も検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○13番（松田兼宗君） まず、今の町長のお答えの中でコロナ禍の影響が大きいだろうと、この4年にわたるコロナ禍の影響で活動が停滞したという言い方があって、確かにそれは言えています。ただ、それによってどういう影響が出たかという、活動しなくても成り立っていくということなのです、現状は。だから、町内会がそれだけ存在価値がなくなってきたというふうになってしまっている状態、それが今の状態だと私は思っているのですけれども、その辺どう思いますか。

先ほどOBも含めて重要性については認識はしているのだと言っているが、では実際町内会についてどの程度把握しているかという、かなり問題があると私は思っています。例えば具体的に言うと、私町内会長をやっていますので、それでいろんな資料というか、アンケートとか来るのですが、今回アンケートが来ました。具体的に言うと、広報もりまちの配布に関わるアンケートなのです。これを見ると、個人配布と町内会で分けているのですが、町内会に対するアンケートというか、町内会がやっているところに対して来るといことはどういうことなのかなと思っていたの。ということは、町内会の実態を全く把

握していない、むしろこれは企画振興です。それに対して実際の町内会活動に関わる部分というのは住民生活です。だから、違うわけです、課が。とすれば、その辺の連携が取れていないのかなと私思っていました。そして、何の意味があつてこういうアンケートを取るのか全く私は意味が分かりませんでした。

さらに、今回防災の絡みで津波避難訓練についての会議をやるという話でなっているのですが、その中で私はそれも変だなと思ったのは、何が変かという、うちも24日にやるということに決めたのです。そして、会館の駐車というか、何台止めれるのだろうかと電話来たのです。えっと思ったのです。というのは、初歩のものを把握していないのかと。ということは、全部のそういう避難場所になっている会館とかの状態を把握していないということなのだとは私は理解したのですけれども。それ自体がかなり認識、町内会に直接関わる部分ではない部分もありますけれども、そういう点が非常に妙に思った。そのことは担当電話来たときに話をしましたけれども。だから、具体的にそういうような問題が起きているわけです。ということは、全然町内会のことを理解していないからこういう問題が出てくるのだろうかとは思ったりもしています。その辺もう一度確認したほうがいいのではないですか。

調査もやらないという言い方していますけれども、どうもやっぱり後継者の問題があるわけです。まだ50代、60代のメンバーでうちの場合は役員の方はなっていて協力してもらっていますけれども、いずれその後引き継ぐ人がいないのです、実際問題として。とすれば、実態を全然把握していない、もっとひどいところは先ほどの新聞の記事の中で書いているように、70、80の人がやっているというところが多いのではないですか。そういう実態も分かっていないと私は思っているわけです、町側のほうが。どうもそのずれがある。実際町内会連合会の中でもそういう話が出ているわけではないですけれども、見ていると。だけれども、実際問題としては実態は相当町内会活動が先がない状態。むしろ問題なのは町内会がなくてもいいと思っている人が多い、関係ないと思っている人がほとんどなわけです。必要だと認識している人は役員やっている人だけなのですと私は思っている。だから、実際に必要なかどうかを私自身は自分の町内会に対しては意識調査というか、やってみなければならぬのかなとは思っています。

さらに、いろんな進める上でSNSを使ったり、できるだけ省力化する形はしています。それはラインを使ったり、全部今は連絡事項というのはグループラインとショートメールでしかやっていません。そういうような形でやっている中で、そういうようなことも含めてアドバイスのようなことが町から必要になってくるのではないかと私は思います。そういう意味において地域担当制というのが必要になってくるのだとは思うわけです。再度その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

このコロナ禍において町内会活動、様々なイベント等を通じて、役員の皆様もそうだけれども、町内会に所属する住民の方々とそういったイベントをできない、その中で町内

会の必要性、そもそもそれが町民の方々に必要と思われていない、町内会がなくても成立している、そういった認識では私どもとしてははないということをまず明言させていただきたいと思っております。確かに様々な課題がある中で、先ほど議員おっしゃるとおり津波避難計画の策定、避難路、避難施設の整備に関わる意見、会議等々行う上でいろんな意見をいただきたいと思っております。その課題に対して改めて町内会という組織が持つ役割、そこに行政がどう携わっていくか、そういったものもいい機会ですので、改めてつくり上げて、そして認識を共にしていきたいと考えているところでございます。

そもそも私も以前町内会に、役員をさせていただいております、班長もさせていただいたこともございます。実際やってみて何が課題なのかと思いますと、町内会活動に対しての地域の住民の一人一人の方々の協力というか、そういったばらつきがあるというのは確かにそのとおりだと思います。実際町内会費を集めに班長さんが回ったり、様々な連絡事項を届けに行くという、そういう段階でいらっしゃらなかったり、それをまた自身が仕事行って帰ってきて空いた時間でまた行く、そういったご負担は確かにあると思います。しかしながら、皆さんで役を回しながら町内会というものが成立している以上、そういったものをみんなで負担していくという意思を持っていただかなければならないということも1つ。そして、根本的に町内会活動、それが地域にお住まいの人々にとって今後どういう役割を担っていくのかというのを改めてお示していかなければならないと思っておりますので、その点は今後様々な会議のタイミング、そして昨年からご提示させていただいております、移動町長室ではないのですけれども、私と副町長が出向いてざっくりばらんなお話し合いの場というものも積極的につくらせていただきたいというお話はさせていただいておりますので、本当に目的がある会議のほか、そういった様々な問題、課題、今言った後継者の担い手のお話も含めてお話し聞かせていただきたいと思っておりますし、当然行政職員がどういったふうに今後町内会活動に関わっていくのかに関してもしっかりと前向きに考えていきたいと思っておりますので、その辺はぜひご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ございますか。

○13番（松田兼宗君） 地域担当制について抜けているので、再度その辺お願いしたいのですが、地域担当制って一体どういう意味なのか、あまり聞き慣れないというよりも、これかなり昔からこのことは言われています。私が知っている限りでは20年以上前からこういう制度があるというのは分かっていました。ただ、森に関してはそういうのがなくてもどうにか動いているかなと思っている部分があって、いよいよ地域担当制を導入しなければならない時期に来ているのではないかと私は思っています。というのは、地域担当制というのはそもそも地域住民が安心して暮らせるように生活環境の整備や防災対策を行うために導入されたものだと言われているのです。その中で行政と地域、町内会、自治会とかと橋渡しをする役割をしていくのだということ、そして地域の声を行政に反映する仕組みなわけです。それこそよく町が行政と町民の協働だとかいう話が出ますけれども、まさに

それなのです。協働協働といいながら、実際何をやっているのかといたら何もやっていないのが実情ではないですか。とすれば、この地域担当制というのはやってみる価値があるのかなと私は思っていますので、ぜひ再度その辺町長のお考えというか、その辺伺いたいのですが。

さらに、特に町内会に対する役割の大きな部分では、災害対策基本法において地域住民らによる自主防災組織の設置に関する規定が設けられているわけです。それは主に町内会などを母体として設置することを想定されたものだというふうに言われています。とすれば、防災計画の新しいのが出ました。さらに、国民保護計画とかいろいろな問題があるわけですが、それを実施する上でいかに町内会の置かれている位置が重要な役割を担わされているかということなのです。それがなくなるということは機能しないということなのです、これから。それをどうにかしなければならぬと私は思っているのですが、ただ私思っているのは補助金を出せとか、そういうような話ではないのです。はっきり何を行政に求めているかというのは私自身もどうもはっきりしていない部分があるのです、実は。どちらにしても行政と町内会というのは全く別物だと思っていますから、単なる私は町内会が行政の下請機関だとも思っていないし、いろんな仕事は請け負っていますけれども、それはあくまでも契約上の請負にすぎないと私考えていますから、物によってはやらないものもあるし、当然。実際にこれはできないからと断っているものもあります。そういう中で、新たに町内会の支援策ということを考えなければならぬわけです。再度言いますが、そういうことからしても地域担当制の重要性がこれからますます出てくるのかなと私は思っていますので、その辺最後に聞いて終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

以前より同僚議員の方から地域担当制の話に関しても一般質問等々いただいております。地域担当制を職員が担う、そもそも行政と町内会との橋渡し役という機能を求めるのであれば、地域担当制というものにこだわる必要もないのかなというふうに思います。本質は、先ほどもちょっと答弁の中でお話しさせていただいたのですけれども、町内会の必要性、役割というものを地域にお住まいの方々に認識していただいて、その地域の方々、住民自治というところにつながると思うのですけれども、自身でお住まいの地域を守り、そしてまちづくりを行っていくと、そういった根本的な意識醸成にもつながってくるのかなと思います。ですが、実際問題各担当、班長さん、町内会長さんも含めて役員の方々本当に担い手が不足する中で、様々な懸案事項も重なっていく中で、本当に責任というか、担う役割の重さというか、非常に多くなってきているというのも現実でございます。地域担当制というものにこだわるのではなくて、本当に地域の方々に町内会単位のみならず、この森町をどうやって地域の力で盛り上げていくか、人口減少が進む中でどうやって担い手を確保していくのか、これは町内会活動に限らず各産業の協議会ですとか、それこそ産業自体の担い手対策にも通じるものがありますので、その辺はまずしっかりと町内会、そして住民の方々、地域に入って共に課題を共有しながら意識醸成を図っていくと、それに

尽きるのかなと思います。

とはいいいながらも、地域担当制を真っ向から否定しているわけでもございませんが、その部分を抜きにして先に地域担当制というものを町内会各それぞれに行政職員を配置したとしても、根本的な担い手の不足、後継者の育成というものにもなかなかつながりづらいのかなという認識もあります。あわせて、バランスよくしっかりとやっていかなければならないなという認識はございますので、今後もしっかりと町内会に私と先ほどの移動町長室ならぬお手軽町長室とでもいまいしょうか、そういったものをしっかりと活用して、ご要望いただくというのが前提ではございますが、私どもからもしっかりと各町内会に投げかけをして、そういう機会をつくっていく中でお話を進めさせていただきたいなと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） どうする、町内会活動を終わります。

次に、チャットGPTについてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

チャットGPTについて。野村総合研究所のレポートで労働人口の49%の仕事がAIに代替可能という結果が出ています。一方、AIが単純作業を代替することで新たに生まれる仕事もあるとも指摘されています。そして、今チャットGPTの登場は、人工知能、AIが愚かな人類を見限って支配し、滅ぼそうという近未来を描いた映画の世界を現実のものとしようとしていると思わざるを得ない状況です。一方、チャットGPTなど高度な人工知能、AIに対する懸念の声が強まっており、開発の停止を求める声やプライバシーの面から利用を規制する動きも出ています。今後世界中でAIの開発や利用の促進と規制とのバランスについて議論されるものと思います。しかし、チャットGPTといった文章や画像を作る生成AIは、利便性の高さから急速に広がっている状況であると思います。既に職員の中でも利用してみたという話を耳にしております。業務の効率化の促進と慢性的な人員不足の状況を変える意味においても今後早急に職員の利用実態を把握し、規則などによる設定で利用を規制しながら積極的に利用促進を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

チャットGPTに限らず、生成AI全般についての質問だと解釈し、回答させていただきます。生成AIに限らず、一般的に新しい技術については、開発の振興、利活用の推進、適切な規制、3つの観点のいずれも重要であり、行政分野での利活用を推進するには機密情報の取扱い、個人情報や著作権の保護といった課題が指摘されている中、利用方法によってはリスクが生じることもあるため、これらを踏まえて適切なルールを検討しなければならないと考えます。議員ご指摘のとおり、生成AIを森町の業務で利活用ができるための規則等を制定した上で利活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） それでは、再質問させていただきます。

実はこれ提出したのが5月2日、ちょっと予定が入りまして早期に出したのですが、それから一月以上たっているわけです。その間このチャットGPTに関しての記事が載らない日はないぐらい話題になって、今後ますます世の中がそれを使う形になっていくのだろうなとは思っています。事実その時点で既に議会の一般質問の質問も答弁もチャットGPT使ってやった人がいるのですよ、実際。かなり正確に出てきます。それだけ今後使われていく、私自身実はチャットGPTを使わなくても、チャットGPTって一体何かというと、世界中からインターネットにあるデータ、情報を集めて組み立てているだけにすぎないのです。だけれども、職員皆さんそうだと思うのだけれども、私自身も実際そうなのだけれども、一般質問をつくる、いろんな文章を書くときに確認の意味もあってインターネット使うのです。いろんなところの情報を集めます。特に行政に関しては、森町に載っていない情報に関しては、ほかの町がどういふふうに行っているかもすぐ見れるわけです。実際そういう形で組み立てていっているのが現実なわけです。質問も、いろんな文章はそうです。皆さん方もみんなそうやっているのだと思います。だから、実際は使っているわけです。使っているというか、自分自身がAIになってやっているわけです。だから、そういうことからすれば今後チャットGPTについてはますます、もっとそれが省力化されるということなのですから。

実際に私自身も幾つか使ってみて、これはすごいなと思って、実際感じています。だから、その辺からすると、その実態を把握していないということです、まず理事者側のほうは。職員がどの程度使っているのか。実態は相当使っているのが事実だと思います。それを再度把握する必要があって、それを使うなという話ではないのです。どんどん使うべきだと私は思っています。それによっていろんなところの情報を集められるわけですから。ますますそれを使って森町の政策に反映していけばいいわけですから。その辺をもう少し考えるべきだと思っております。その辺再度お聞きしたいのですが。

さらに、具体的にどのような問題があるかということ、先ほどの町内会のことを質問しましたが、町内会活動の問題点というか、今後の活動をどうするのかと聞いたりもしています。その中で問題は何かということ、加入率の低下とか役員の成り手不足、活動の減少、行政との連携、そしてそれを解決するためには町内会や地域の枠を超えたコミュニティをつくる、インターネットやSNSを活用する、自治体との協働体制を強化するという回答が、それはもっと具体的に書いています。そういうのが挙げられるわけです、実際に。だから、これはかなり正解だと思って私は見ていました。そういうことが実際に起きているわけです。それだけ使えるということなのですから。思いもしない解決策も出てくるかもしれない。それは世界中のいろんなそういう情報を集めた形でつくるわけですから、当然といえば当然なのです。それで、その辺再度今後のAIの使い方についてももう少し考えるべきだと思います。



それと、アメリカのほうの話ですけれども、プロンプトエンジニアリングというのが今後は出てくると言われています。それは何かというと、利用するに当たって技術が要るわけです。どういう言葉を検索するかによって、入れてやるかによって、返ってくる言葉が違うわけです。その訓練をした人でないと正確なよりよい回答というのが得られない。そういうようなことからすれば、ますます職員自体もそういうスキルを持った人間を、スキルを持ってもらうための訓練する場をつくっていかねばならないと今後思うわけですから、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、最先端技術、AI、そして本当に様々な最先端技術はどんどん使っていくべきだなと私も思います。その中で、今デジタルトランスフォーメーション、行革というところで担当係を設置して様々な体制の整備というものも進めている中ではありますが、行政がそれを導入するに当たっての課題と申しますか、ハードルの高さというのも非常に実感しているところであります。基本的に機密情報と著作権と、そういったものを要は外部に出す、その概念がそもそもチャットGPTを使うに当たってどうなるのか。チャットGPT自体には入力されたものを自身の学習内容としてどんどん、どんどん蓄積していくという能力もあります。それ自体がそもそも漏えいに当たらないのかのような法整備等々もまだまだ全然実際の環境に追いついていないというのも実態であります。

しかしながら、どんどん、どんどん便利になる中で、先ほどおっしゃった町内会の話、そもそもデジタルトランスフォーメーションが進むに当たって我々が目指しているところは、わざわざ役場のほうに来ていただくなくても行政手続は全てご自身の周りで完結する、そういったものを目指しております。そこから生まれる価値、それにかかる時間をほかのものに費やしていただく、新たな価値の創造、趣味ですとか仕事、そういったものに全ての年齢層の方々が力を入れていただける、そういった環境をまずは一つの価値として目指しているというのが環境でございます。まだまだどういうふうに運用していくか、その活用方法も定まっていないのも実際でございますし、このAIの進化も我々が想像する以上のスピードで進んでおります。先ほど検索キーワードを適切なものに調べる側のほうで整理して入力する能力が必要、現在は確かにそういったものも必要なかもしれませんが、そういった人間のある程度のそういう差分をさらに補完してしまうような、そういったAIというか、そういったインターネットも通じたそういうシステムというのも確実に進化の中で進んでいくのかなと思います。そもそももう既にチャットGPTならぬAIは、かなりのインターネットの世界、システムの中に間接的に採用されている部分もあるのかなと思いますので、直接的にまずは職員が携わるそういった業務に関しては早急に規則等を整備して積極的に使えるように進めていきたいと考えているところは、重ねてのご答弁になりますが、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 今町長の答弁でD Xの話が出たので、その絡みで話をすると、D Xを推進するということはどういうことなのかとは、役場のほうというか、分かっていないのではないかと私思っているのです、実は。というのは、ようやくいろんな書類の中にメールアドレスついてきたりQRコードついてきたりするのですが、全くその課によっては使っていないのがある、一切。書類でやり取りで切手貼って封筒送ってよこして、そういうようなことが行われているのが実態なのです。実際はQRコード、メールのやり取り、役場に来なくても、郵送費、コストかけなくてもそういうようなことができる時代になっているにもかかわらず、みんなができなくてもいいけれども、できる人がいるわけですから、そういうのを使う。とすれば、徐々にそれをやっていかなければならない。それをまですべてやっていないところが問題だと私は思っています。

それで、チャットGPTというのは、先ほど何度も言っていましたけれども、インターネット上にある大量のデータを学習し、人間好みの文章に回答するように微調整されていると言われていたものなのです。ここで私思ったのは、とすれば先ほどいろんな調べ物に森のホームページに載っていないものはほかの自治体調べると言いました。そういうことを何でやるかという、森町の情報発信が少な過ぎるのです。相当データが不足していると思います。というのは、それが何で問題かという、今後ほかの人がチャットGPTを使った場合に、いろいろなAIを使った場合に情報が刷新されていないと正確な最新の情報が見つけられないということなのです、見れないということなのです。実際これを何に使ったかという、ラインのAIチャットくんというのがあるのですが、それはGPTがバックボーンにあるとされています。それで、森町について聞きました。全く違う回答が出る。でたらめもいいところです。北見の南にある6,000人の町だと出てきたのです。さらに、茅部郡も入れました。茅部郡も入れたら、それで胆振の町だという話出てくるわけです。それほど調べる上で森町の情報発信しておかないと正確に情報は伝わらないということなのです。それを再度今後考えていかなければならないと思いますので、その辺最後お聞きして終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現時点でAIがインターネット上の情報を収集して、それを基に回答というか、そういうやり取りをするという仕組みに関してはそのとおりでいいと思います。確かにそういった情報を集める中で、インターネット上にどれだけこの森町の様々な分野の情報があるのか、それは本当にたくさんあるほうが、今後絶対必要だと思いますので、情報発信に関しましては今後もしっかりと、行政のみならず様々な民間事業者、そして町民の方、様々な活動をされている方と一緒にこの森町の情報発信していきたいと考えております。

先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたけれども、どんどん、どんどん技術革新は進んでいくと思いますので、それらの動向をしっかりと注視しながら、その時点においてどういった使い方、すべきこと、しっかりと整理しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） チャットGPTについてを終わります。

次に、森町国民保護計画についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、3問目に入ります。

森町国民保護計画についてということで質問させていただきます。4月13日午前7時55分頃、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受けて、全国瞬時警報システム、Jアラートで午前8時頃北海道周辺に落下すると見られます。直ちに避難してくださいと道内を対象に避難を呼びかけました。約20分後、落下の可能性がなくなると訂正されました。自衛隊によると、日本の領土、領海内へミサイルの落下予測は初めてで、日本政府がJアラートを発令するのは昨年11月3日以来7回目とされています。そして、道内では札幌を中心に朝の通勤、通学ラッシュ時間に重なり、JRや地下鉄などは一時運転の見合せや学校が臨時休校になるなど混乱しました。万一我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロなどが起こった場合に対処するために2004年、平成16年9月に国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は国民保護計画を作成することが義務づけられ、森町においても2007年3月に森町国民保護計画が作成されています。

そこで、質問いたします。4月13日のJアラートを受けてからの森町の対応はどのような対応をしたのか。

町民からの問合せなどがあったのか。

3つ目に、国民保護計画の見直し、変更は行われているのか。

森町国民保護協議会の構成員並びに開催数についてお知らせください。

さらに、5番目に国民保護計画の町職員の認知度と町民への周知度はどうなっているのでしょうか。

6番目として、弾道ミサイル発射を想定した避難訓練を行う考えはあるのかどうかお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町国民保護計画は、武力攻撃や大規模なテロ等が発生した場合に、国の方針に基づき町が国、道、関係機関等と連携、協力して迅速かつ的確に住民の避難や救援等を行うことができるように定めております。

さて、ご質問の4月13日の対応につきましては、ミサイル発射の情報を受け、職員が参集し、情報収集を行ったところであります。その後ミサイルが北海道周辺に落下する可能性がない旨を防災行政無線放送にて周知しましたが、この件に関しては町民からの問合せについては特段ございませんでした。

森町国民保護計画の改定状況ですが、平成19年に計画を作成し、平成22年3月に一部修正を行い現在に至っておりますが、当町の組織改編に伴う名称変更等の改正や上位計画である国の基本方針や北海道国民保護計画の変更等が行われておりますので、早急に改定作業を実施してまいります。

次に、森町国民保護協議会の構成員に関してでございますが、国民保護法第40条第4項に定める指定地方行政機関の職員等総勢20名で構成されており、森町国民保護協議会は平成22年の計画の一部修正に伴い開催をしております。

職員に対しましては、今後も計画内容の把握に努めていくとともに、研修や訓練等を通じて発射情報を受けたときの対応と武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ってまいります。町民に対しましては、広報やホームページ等により弾道ミサイル落下時の行動について改めて周知を行うとともに、必要に応じて避難訓練の実施について検討をしております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○13番（松田兼宗君） Jアラートについて、同じく平成29年の6月議会において私同じ質問を実はしているのです。そのときと全く変わらない。それは見て分かった人はいるかもしれないけれども、後で私自身もその辺分かって、その当時の議事録見たら全く同じ、再質問も同じようなことを聞いたなと思っていましたけれども、それはあえてやるつもりはありません。ただ、今回思っているのは、まず最初に確認するのは国民保護計画のこれ自体の改定というのは相当ほかの自治体ではやっているのです。さらに、この保護計画というのはできたら議会に報告するのが義務になっています。ということは、議会に報告ないということはやっていないということなのです。さらに、ホームページについても全然改定されていません。さらに、当時の町長はほかの町につなぐリンクも貼るようにはするといいいながら、当時私が見た限りではリンクも切れていた。だけれども、今は多分6月、昨日の時点でリンク改定されています、国民保護計画について。全てそうです。ページ自体も6月2日に改定し、さらにそれについてのいろんな資料に関しても昨日の8時に更新されているのです、実は。ということは、それまでやっていなかったということなのです。いかに情報を発出する、あるいはやっていることに対しての情報がホームページで更新していないかというのがよく分かる。ページの部分ですが、トップは日にちは昔のままなのです。だけれども、何日更新したかというのは見れますから。それを分かってもらわないと、それでいつ直したか分からないような形にはなりません。それは気をつけていただきたいと思います。

それで、まず一番あれなのは今後避難訓練というか、どういう形でこれを町民に周知させていくかということなのです。近いところでは国民防災計画もできています。それをただつくって議員に渡すだけですよね。それについて説明ない。それをどうやって町民にこれから徹底させていくのか、これも同じなのです。議会に報告義務はなっているけれども、法律上は。だから、それも含めて考えて、同じように考えていかないと、今後も防災計画も含めて、どうやって避難するのも含めてどう対処するのか全然分かっていないと思います、町民のほうは。私自身も当時まだ布団の中に入っていましたから。そして、携帯が鳴って、えっと思って、携帯のアラーム鳴って、それで気がついてのような状態。ど

うしたらいいのと思ったのが実態です。そういうことがある。

それで、実際に避難訓練をやるところが、4月20日の道新の記事においては札幌市は8月4日、網走市は8月29日、沼田町が10月27日、歌志内市が11月17日と、もう国民保護計画に基づいた避難訓練を実施するということを言われているわけです。さらに、昨年においては10月に京極町、そして江差町でも実際行われているわけです。とすれば、国のほうと連動した形でやるみたいですから、それについては今後の課題ではあるのでしょうけれども、実際にこの保護計画に基づいた訓練、それと併せて防災計画におけるいろんな訓練があるわけです、今後津波の問題ではいろいろヒアリング各町内会にしますけれども。その中も含めて考えたら、これも含めた形で進めるのが妥当なのだろうなどは私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員にご指摘いただきましたとおり、情報、ホームページ等の改定につきましてはなされていなかったというところに関しては素直に非を認め、今後しっかりとやっていきたいというところをお誓い申し上げたいと思います。

そして、避難訓練等々につきましては、今後まずは津波、地震、噴火、様々な災害的な避難、そういったものと他国からの武力行使に関わる避難というか、身を守る、そういった訓練、行う行動は似ているようではありますが、なかなか同一に捉えるのも難しいのかなというのも実態であると思います。まずは津波避難、地震、噴火等々の、先ほどの別の質問での答弁にもございますが、町内会、町民の方々への周知の機会これからどんどん増えますので、そういった中で武力攻撃に対する町の対応、町民の方々の対応、意識、そういったものをしっかりと高めていきたいと思います。

先般某国からの飛翔体、Jアラートが鳴って、数年にわたって同じような時間帯で発生した記憶がございます。当時仕事場に向かう方、学校に向かっている子供たち、そういった状況でまずは防災無線で室内に避難してくれと言われたのだけれども、実際現実はどうしていいか分からなかったというご意見も確かにいただきました。まずは学校のほうでもそういった状況にある場合にどうしたらいいかというものは整理して、保護者、児童のほうに周知させていただいているところがございます。飛翔体が飛んできた、そして迎撃が行われて破壊された破片が落ちてくる、ましてやミサイルではない違うものが日本国の上空で出力を失って住民の方々の地域に落ちてくる、そういった落下物から身を守るための屋内への避難というところがまずは前提としてあるのかなと思います。それが本当の武力攻撃、ミサイル攻撃によりこの地域を武力によって破壊する、そういった事態にまで進むことを想定として、もう一步進んだそういった意識醸成、避難計画というものは、国の動向等々も踏まえながら、どのようなことができるのかこれから検討していかなければならないし、簡単に答えを見いだせることではないのかなとは思いますが、その辺もしっかりと先のものごとの検討事項として視野に入れて一緒に進めていかなければならないなというところは捉えておりますので、その辺も含めて今後様々な町内会活動、地域の方々への周知

等々は議会議員の皆様にもご協力いただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 終わります。

○議長（木村俊広君） 以上で森町国民保護計画についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

11時15分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

再開前に傍聴席にお願いがございます。久々の傍聴ということで何か盛り上がりしておりますけれども、会議の妨げとなりますので、静粛にお願いしたいと思います。

それでは、会議を再開します。

次に、公共交通空白地の解消対策についてを行います。

議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私のほうから1問、公共交通空白地の解消対策について質問いたします。

人口減少、少子高齢化による生活様式の変化、通院や買物など日常の移動に支障を来している高齢者の方々に移動の足を確保し、公共交通空白地及び不便地域の縮小をすべきと考えております。特に砂原地区5丁目、6丁目の住民及び尾白内地区の住民等は、函館バスの停留所までの距離が遠い方は400メートルから500メートルもあり、利用するのも大変な状況であるということがございます。自動車運転免許証の返納者の増加及び独居老人の方々など交通弱者が増加する中、町民が公共交通を身近に感じる利用促進対策を取り入れ、まちづくりと連携した公共交通のネットワーク形成の実現に向け、町民、交通事業者、行政が協力し合いながらバス停の移動及びデマンドバス等の運行等の方法について取り組み、誰もが快適に移動でき、安心して暮らせる森町をみんなで作って、育てるべきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町地域公共交通計画の施策でございます生活圏となっている町内施設や地区内拠点までのアクセス性を向上させる交通の導入や、市街地における主要施設を結ぶ交通の導入に向け、議員ご承知のとおり昨年10月から無償での実証運行を開始し、本年度4月より有償にて運行を進めているところであります。そして、実証運行を進め、様々なご意見をいただいております。その中でご質問にある砂原地域の地区によっては函館バス停留所まで遠いとの内容もございました。人口変動や高齢化、さらには生活関連施設の立地状況、居住形態

などが変化していることから、バス停留所までの距離に影響が及んでいる状況と認識していることも含め、様々なニーズを捉えた対応が必要と考えております。そのため、町民からのご意見を町として整理し、可能な限り交通事業者に要望、協議を行い、町民ニーズに沿えるよう努め、利用者の利便性が向上し、持続可能な交通体系の構築を図ってまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○5番（山田 誠君） 最初のほうにも話ししましたがけれども、全ての方々が通院とか買物等の日常生活を送る上で不便さを感じることをないように、利便性の高い公共交通等による移動サービスを提供することが理想的ではなかろうかなと、そういうふうに思っております。この問題は町民の意向調査が必要であろうと私は思っておりますので、既存の路線バスや現在の在り方、ネットワークの見直し、改善を行うべく検討して、どういった手法、輸送方法、コミュニティとかデマンドとかいろいろありますけれども、適しているか、地域の活性化、集落地における活力の維持等の公共交通ネットワークの形成を目指すべく施策が重要であると思っております。森町管内で自動車の免許返納者、これ調べているかどうか分かりませんが、平成30年から令和4年度まで毎年平均して35名程度返納しておるというようなことでございます。そういう方々は全て自分で、自動車がないわけですから、他のものの交通機関を利用せざるを得ないということでございますので、それを解消すべく対策として再度お願いしたいなというふうに再度町長の所見をお伺いしたいと、そういうふうに思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現在町で行っておりますバス運行、地域内、今は濁川本町、駒ヶ岳本町というような接続で運行している状況でございます。今後既存の交通事業者さんの動向にもよりますが、この町で委託して行っている地域のコミュニティバスと申しますか、そういったバスに関しましては、基本的には交通空白地を基本として、そちらを優先に実施していかなければならないという、そういった決まりと申しますか、ルールがございまして、現在駒ヶ岳から、そして濁川からの運行ラインをつくる上では当然町内会に担当課、課長含め係の者が何回も足を運んで、町内会長を含め町内会の方々と本当に何度も意見交換をさせていただいているところでございます。当然今後町内、さらにそういった交通空白地になる可能性のあるエリア、議員ご指摘の地区もそうでございますけれども、そういった状況が進み、そこに新たな公共交通を引くということになりましたら、これは当然地域の方々のご意見、ご要望はしっかりと承り、反映していくところでございます。今後も、重ねての答弁にはなりますが、事業者の動向、そして先ほど議員ご指摘の免許の返納者、そして地域にお住まいの方々のそういった活動の状況、買物ですとか、学校に通うもそうです。そして、病院に通うもそうですけれども、そういったことの動向をしっかりと踏まえ、検討していく中でしっかりと担当課で意見を集約しつつ、承りながら検討していくというところはしっ

かりとお誓いさせていただきたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ございますか。

○5番（山田 誠君） 空白地の関係、なぜ私が言うかという、自分で外出して買物また通院、いろんな用事、交通機関を使用することができない人等に対して、また交通弱者、高齢者等に対して支援を行うべきであるとは私は思っております。今日までこの森町を築き上げてきた、維持されてきた高齢者の方々がおりますけれども、森町の高齢者福祉総合計画、これはあると思っておりますけれども、その中で高齢者福祉事業等の推進の中でその方々には外出支援サービス事業がございまして、交通機関の利用が困難な方、要するに特定の方、要介護を必要とする、または障がい者の方々しかこの福祉事業に乗れないと、利用できないというふうになっているわけなので、そういうことは差別待遇もあるのかなというふうな感じがします。簡単に言いますと、恩返しとは言いませんけれども、他人の手を借りず自分の移動手段で目的地まで行ける、森町に住んでよかったなというような支援をこれから行うべきだろうと。町長も地域の方々とよく相談してどうのこうのと先ほど話ありましたけれども、十分そういう方々と協議されまして、どういうスタイルが一番いいのか考えて町民の足を確保していただければなど。そういうふうになると、皆森町に住んでよかったなという認識を持つわけですから、その辺を強力に進めていただきたいというふうに思います。再度お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当然この森町を今の時代までに、産業振興もそうですけれども、まちづくりに携わってきた先輩諸兄のご苦勞、そしてそれに恩返しというお話もございました。当然今の世代の私たちのそれは使命の一つであるとしっかりと認識しております。先輩皆様のご意見、そしてこの町の歴史、まちづくり、そういったものをしっかりと次世代に引き継ぐためにも、先輩の皆様方にはこれからはしっかりとご健康で、そしてより活発に活躍、そして活動していただきたいと切に願っております。そのためにも議員ご指摘の活動の足、そういったものをしっかりと抜け目なく整備していけるよう職員一同しっかりと皆様のご意見を聞きながら、よりすばらしいもの、まちづくり、住んでよかった、住み続けられるまちづくりにつなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 公共交通空白地の解消対策についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、障がい児及びその家族への支援についてを行います。

議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項につきましては、障がい児及びその家族への支援についてです。4月のこども家庭庁発足を受けて、障がいや発達に課題のある子供やその家族への支援拡充に向けて厚生労働省と文部科学省、そしてこども家庭庁の連携が強化されることになり、3省庁はプ



プロジェクトの新たなスタートをしました。プロジェクトでは、今の課題を洗い出し、3省庁で解決に向けて前に進めていこうとしています。森町での障がいや発達に課題のある子供やその家族への支援拡充に向けて、現状の課題と今後の取組について町長のお考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現在町内の児童発達支援施設は、町が設置しているあいあいクラブと民間の2施設合わせて3施設で、それぞれの定員が10名で、1日30名の受入れ態勢でございます。半日単位もしくは時間単位での養育体制となっております。保護者の方の中にはより専門的支援や長時間対応する保育型の養育を求め町外へ通所している方もおられるのが現状であり、その経済的、時間的なご負担は相当なものであると認識しております。今後町としては養育を必要とされるお子様とそのご家族様を含め、全ての方がご希望される養育をお住まいの地域で受けられることを目指すとともに、保育、教育、福祉の連携をさらに深めながら、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の構築を目指していきたいと考えております。そのためにも各分野の事業所の新規参入などを促し、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所、就労支援事業所、各支援団体や協議会と情報共有、連携を行い、ご家族皆さんが未来に希望を見いだせる生活環境の実現を目指してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 先ほどお話ししました課題についてですけれども、その課題を集める情報収集について、障がいや発達に課題のある子供やその家庭の生の声を聞けるというのはこの森町自治体ならではないかと思っております。その声を自治体のそれぞれの窓口で誰がどのように収集しているのか、要は縦割りです。各関係部署で収集しても、縦割りのその部署で必要な情報しか集まらないのではないのでしょうか。できればその情報収集に関しましては、先ほどお話ししていただきました各サークルとか、実際に森町で活動しているわけです、発達障がいのある子供やそれを持っていらっしゃる親御さんの。そういったところに実際に足を向けて積極的に参加して声を聞いていただいたり、もしくはそういう場からぜひ我が家に来てもう一度話を聞いてほしいという声があったら実際に家庭訪問などをして生の声を聞いて、新たな課題収集に向けていけたらなというふうに思いますけれども、町長のお考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町内には様々な協議会、そしてサークルというか、そういった団体様がございまして、議員ご承知のとおり総会等々様々な活動をされております。私も議員おっしゃるとおり、その生の声というものは非常に大切だなと思っております。今時期はコロナも収まり、総会の機会等々いただきまして様々な会からご案内をいただいているところでございます。町長としては、公務としてまずはそういった総会等々日程が合うのであればしっかり参加して最後までいて、その中で様々なご意見をいただくように努めております。

先日もとあるそういった会の総会に参加させていただきまして、いろいろとスケジュール的にはあるのですけれども、総会の終わりまでしっかりといて、総会の会議次第にはその他という項目も必ずありますので、その他の項目で何かご意見を、町長来ていますしということで会の会長、議長からも勧めて、ご紹介していただいた中で、本当にいろいろな意見をいただきました。その中で1つご紹介というか、こういう機会でお話しさせていただきたいのですけれども、障がいを持ったお子様を持つご両親がおっしゃっていたことは、今後この森町で、生まれた地で子供を生活させたいと。ですが、私たちがいなくなった後に子供たちはどのようにこの地で生活していけるのか。なかなか希望も見いだせないし、今後どのような、森町の行政も民間事業者も含めて福祉の環境が整っていくのか、その辺展望というか、ビジョンというのをぜひ町長教えてほしいと、そういうご意見いただきました。現時点でお話しできる範囲でしっかりと事業者様、そして各それぞれの協議会、団体と、行政だけでできる話ではございませんので、皆様としっかりと情報共有、協働してこの福祉の環境をつくっていきたいとお話しさせていただきました。

そして、そのためには町民、そして実際に今そういった課題を抱えているご両親、ご本人、皆様の生の声が本当に必要でございますし、その方々のご協力も必要だと思っています。こういうものでなければならないという、そういう福祉の環境というものは特に私はなくて、森町独自、そして森町が持っているそういった様々な資源を生かした福祉の環境というものは絶対私がつくっていきけると思っています。そのためにはそういった意思を持った介護事業所、放課後デイサービス、様々な事業所の方々が、ぜひ森町で事業を行いたい、森町のそういった子供たち、ご家族を助きたい、みんなで生活し続けられる、そういった地域をつくりたいとおっしゃっていただける方々がたくさん今集まってきています。そういった方々とご家族の皆様と議会議員の皆様と本当に一緒になって、誰もが住み続けられるまちづくり、未来に幸せと希望を見いだせるまちづくりを実現していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 先ほどお話の中で総会というお話をいただきましたけれども、支援を行うための拠点として体制強化を図っていくことというのは当然積極的に進めていかれると思いますが、情報の共有化とか関係部署等の協議の場を設けてそういった課題解決をしていくのが必要だと思いますが、改めて町長の考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

縦割りを排除した、そういった行政間の連携というものは、必要であるからこれからつくっていかなければならないというよりは本当にこれはできていて当たり前という状況がこれからもどんどん進むと思っております。先般こども家庭庁の設立に向け当町も機構改革を少しさせていただきまして、子育て支援課内に、プロジェクトチームという名前ではございませんけれども、そういった係、そして拠点を設けさせていただきました。本当

に子供、子育て、そして福祉、教育、様々な関係課が情報共有を進め、さらに課題解決のため同じ歩調、スピードで進めるためのそういった環境整備というものは必要だとずっと私も感じておりました。あわせて、今年度森町プロジェクトチーム設立要綱というものを、すみません、名前が違ったら申し訳ないのですけれども、そのような縦割りを排除した、横のつながりで課題解決のためのプロジェクト推進チームを公的に設置する、そういう要綱を作成させていただきました。様々な関係課、例えば観光面、産業面、福祉の面、教育の面、全てにおいて議員おっしゃるとおり縦割りの排除、そしてただ単に排除するだけではなくて、同じ目的を持って、同じゴールを目指して進んでいく、情報共有も含めながら、そういった機構改革と制度づくり、しっかりとさせていただきましたので、これから運用しながら、ある程度の修正は必要かなと思っておりますが、その都度担当課から様々な課題、そして地域の方々からいただく課題解決をゴールとして、プロジェクトを編成してしっかりと進んでいきたいと考えております。これから様々な案件を解決に向けて進めるに当たり、本当に多くのご指摘、ご指導、ご鞭撻をいただきたいと考えておりますので、ぜひその点につきましてもご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 障がい児及びその家族への支援についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、高齢者の福祉対策について、議席12番、東隆一君の質問を行います。

○12番（東 隆一君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

高齢者の福祉対策について。町内におけるシルバー、シニア、また体の不自由な方、運転免許証の自主返納者等、生活インフラや福祉が必要とされる町民がこの先多くなると考えられます。これらを踏まえた上で、買物など個人の移動手段の細やかな配慮が重要と思いますが、町としてこれからどのような対策を講じていくのか考えがあるのかお尋ねします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

現在森町では80歳以上の高齢者や重度の障がいを持った方などのうち、町民税非課税の方を対象に外出支援サービス、いわゆる福祉タクシーのほか、介護認定において自立と判断され、生きがい活動支援通所事業を利用する方を対象とした外出支援サービス、福祉有償運送を利用する町民税非課税世帯で体の不自由な方などの利用者負担を軽減する福祉有償運送低所得者利用者負担軽減対策事業を実施し、交通手段の確保に対する支援を行っております。今後につきましては、これらの制度を継続しつつ、事業内容についても検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○12番（東 隆一君） 再質問をさせていただきます。

今町長おっしゃいまして、福祉の部分でいろんな事業をされていると思うのですけれど

も、私が今思うに遠方地域の方の移動に関しての足の確保は森地域公共交通バス運行事業も始まり利用されていますが、町民からはありがたい、助かりますという声が多く聞かれます。しかし、市街中心地区の住民の足の確保も重要と考えますが、町はどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

中心地区の高齢者、そして移動に少し困難な課題を抱える方の行動に対してどういった見解、そして施策を持っているのかというご質問だと思うのですが、実際私本町地区、そして町内様々なところを拝見しているところだと、結構歩行に困難な方、そしてそもそも家の中から出られないというか、出づらい方というのも非常に多くいるのかなと感じています。具体的に近距離、その近距離の定義もなかなか難しいところではあるのですが、特に先ほど最初の答弁でお話しさせていただいた福祉関係、そして介護認定を受けている方、そしてある一定の高齢者の方等に関しては外出支援サービス、そういったものをまずは利用していただきたいというところは一番に考えているところでございます。

あと、その他に具体的に、段階的な区分けというものは非常に難しいのかなと考えております。近距離を何でもかんでも単純に歩かなくてもいいよですとか、全てを隅々まで町が行政の施策として事業を組んでそれを実施するというのは財源的にも現実的ではないのかなというところを思っております。世の中には様々な技術革新も進んでおりまして、本当に移動に際してアシストになるような、そういった技術、そしてモビリティも多々あるのかなというところございまして、先般様々な情報交換等々も事業者さんで行っているところでございます。それをいきなり町の施策として導入するのはなかなか難しいところなのかなと考えているところではございますが、議員おっしゃるとおり本質的にまだ目に見えていない、そういった生活に不便を感じる方々がどこまで自助努力といえますか、そういったもので活動を広げられるのか、それに足りない部分をどうやって公助的な仕組みで賄うのか、そういったところは検討と議論が必要ではあると思いますが、前向きにその辺は検討して、全ての方々とまではいかないのかもしれないですが、よりよい買物、生活環境、通院も含め実現していければなと思っているところでございます。引き続き様々な情報共有等々はしっかりと進めながら、可能な限り前向きに捉えて福祉政策の一環として進めていければなと考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○12番（東 隆一君） 先ほどの同僚議員の質問ともダブるところがあるのですが、免許証の返納者へ市街地区、体の不自由な高齢者の近距離の移動に対して安心して住み続けられる町という部分が必要ではないかなと。多くの支援メニューを用意して選択肢の幅を持たせる必要があるのではないのかということは町長もいろいろ考えておられるということで、一つの選択の中には各都道府県の距離の、近距離の移動モビリティという部分

で支援をされている市町村も現にありますし、それは群馬県の安中市などは3分の1の支援を出しているという事例もありますし、全国でこれ広がっているわけです。ですから、そういうのも一考する価値があるのではないかなというふうに私は思っておりますので、再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁にも少しお話しさせていただいたのですが、現時点で町の公共交通の政策としてバス運行している中では中心市街地と言われるところも、赤井川、駒ヶ岳、濁川の間というところで捉えますと、なかなかの広範囲であるのかなという現実もありますし、一方先ほどもお話しさせていただきました本町、その中での近距離の移動というところも非常に多岐にわたるのかなと思います。そんな中でも様々な移動手段というものは今後もしっかりと検討していきたいところではございます。町内事業者、タクシー事業者やバス運行事業者の皆さんをまずは生かしながらといいますか、ご協力いただきながら、しっかりと町のそういった運行に携わってもらえるような、そういう仕組みづくりがまず優先なのかなと考えております。様々な移動モビリティの技術、そして案があるのは私も承知しておりますので、何かの機会にそういったものを体験していただけるようなイベント等も中には必要なかなと考えておりますので、可能な限りその辺も含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 高齢者の福祉対策についてを終わります。

以上で議席12番、東隆一君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を始めます。

次に、市町村都市計画マスタープランとまちづくりについて、森町の教育と歴史・文化について、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、市町村都市計画マスタープランとまちづくりについてを行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

市町村都市計画マスタープランとまちづくりについて。老朽化に伴う町の公共施設の再編、再建が行われようとしています。であるならば、市町村都市計画マスタープランを策定し、目指すべき町の全体像、将来のビジョンを確立することが必要です。まちづくりの理念、計画の目標、主要課題等を明確にし、町民の意見を反映することのできるまちづくりをするべきであると考えます。まちづくりは人づくりであるならば、このたび町民参加型ワークショップ、木からはじめる森のまちづくりでの道の駅YOU・遊・もりの再開発

や公民館、図書館の複合化の話合いは人づくりになったと思います。ワークショップでの意見も参考に、新たに公共施設の在り方について官民協働で現実に向けた取組をし、愛されるまちづくりをしましょう。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町の都市計画につきましては、町の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として昭和25年に都市計画が制定され、適宜改正を経て都市整備の根幹とされております。ご質問の森町都市計画マスタープランにつきましては、平成4年の都市計画法の改正により市町村の都市計画整備を示すことが義務化され、平成16年に策定しており、これまでの町並み整備や展望を示したもので現在に至っておりますが、20年近く経過していることから次の策定について検討していかなければならないと考えております。一方、新たな公共施設の整備につきましては、第2次森町総合開発振興計画や森町公共施設等総合管理計画を基本とした施設個別計画に基づき、ご質問にありますように町民参加型の官民協働での整備が必要であると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 今町長の答弁で都市計画マスタープランの制作の前向きな答えだと思います。策定されるのではないかと思うのですが、私はこれは必要だと思っています。これはほかの町でつくったものなのですから、マスタープランの役割としては、住民に最も身近にある町が創意工夫と住民参加により将来のまちづくりの方針を明らかにします。また、都市計画の決定、変更の指針となり、これに即して住民本意の身近なまちづくりが進められますとなっています。それに伴って、都市計画はおおむね20年という都市の将来の展望を入れつつ、おおむね10年間の都市計画の具体的な方針を取っています。

今町長が説明されましたように、一応令和4年までのマスタープランがありました。しかし、それは合併前のもので、今それが有効であるというのはどうも難しいと思います。これから公共施設の再編、再建がされていく中で、新たな森町の目指すべき姿が必要であると思います。先ほど町長も言われましたように、確かにまちづくりの計画の最上位は第2次森町総合開発振興計画がありますが、それも既に10年間の計画期間の半分が過ぎ、令和9年の目標人口は1万5,000人ですが、既にもう1万4,000人を割ろうとしている中で、新しいまちづくりには、町長も替わり、将来における町のあるべき姿と進むべき方向を見直しの時期に来ているのではないのでしょうか。であるならば、やはり都市計画のマスタープランが必要ではないかと私は思います。もしつくりたくないまま公共施設の再編、再建が行われるようであれば、将来像もなく行き当たりばったり、第2次総合計画はありますが、空いているから、ここに各課の連携はどうなっているのでしょうか。それは違う課のことだから知りません。あつてはならないと思います。先ほど同僚議員の質問の中の答弁で課題解決に向けてのプロジェクトができた町長おっしゃっていましたが、こ

の機会ですから、これは何人で、どのような構成で、このチームで解決していくということなのかということと、あとこれは問題解決のときに使うというか、のプロジェクトチームと理解しましたが、事業を起こすとき、それから継続していくときというのはこれからもプロジェクトチームを組んでいくかということも含めて再質問とさせていただきます。町長の所見をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市町村都市計画マスタープランにつきましては令和4年度を目標として適宜現状に即したものに変更する必要があると、そういう場合には改定を検討していかねばならないと、そのような現状であると認識しております。現在公共施設の新設、そして統廃合、複合化というお話は先般様々な議案上程の際に議会のほうにもご説明させていただいております。先ほど同僚議員のご質問の中でもお話ししたプロジェクトチーム、これに関しましては本年度要綱を制定させていただきまして、担当課だけではなかなかスピード感を持って解決、そしてゴールにたどり着けないような案件に関して私が設置すると、そのような内容になっております。詳しくはまた後ほど担当課というか、要綱のほうは御覧いただける状況になっていると思いますので、ご確認いただいて、ご不明点等あれば改めてご説明させていただきたいと考えているところであります。

原則としてマスタープランというものは、概要版等々あるのですけれども、基本的には庁内におけるゾーニングというところを主な目的として作成させていただいております。議員ご指摘のとおり、策定からかなりの年月を経ていまして、確かに合併前のもものではございますが、基本的には国道5号線、国道278号、そして地方港湾を中心とした工業、そして産業ゾーン、そしてJRの鉄道、そういったものを中心としてゾーニングを行っている。中心市街地を例に挙げてお話しさせていただきますと、そのような状況になっております。基本的には個別の公共施設の整備とは少し切り離して考える必要があるのかなと考えているところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、今後はといいますか、これからのそういった公共施設整備に関しましては町民のワークショップ等々しっかりと行いながら、基本的には町民の皆様へ設計に至るまでのプロセスをしっかりと共有させていただいて、ご意見もしっかりといただきながら進めたいと思っております。簡単に、空いているからそこにぼんぼん造っていく、そして行き当たりばったりでというなかなか厳しい表現もされたのですが、現実問題用地買収等々も含めるとかなりの高額な整備費用もかかりますし、現状空いている町有地を整理しながら、現段階では役場庁舎、公民館等々の複合施設検討チーム検討の中で進めさせていただいている状況でございます。議員の質問の趣旨としては、マスタープランの中で関連づける中での公共施設があるべき姿として進むことなのではないかということだと思っておりますけれども、まずは根底部分、産業、居住、そして学校ですとか様々な今後のこの森町の環境の変化というものも見据えながら、その土台の土台

としてマスタープランをまずは作成、改定する必要があるのかなと考えているところがございます。影響が全くないとは言えませんが、まずは早急に進めなければならない老朽化の進んだ公共施設の整備策定業務も同時に進めさせていただきますが、町民ワークショップ等々その中にしっかりと含めながら、そこは策定進めさせていただきたいと考えております。あわせて、マスタープランの改定に関しましても今後しっかりと検討を進めさせていただきたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○7番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

今町長からもマスタープランを策定していくような話だったと思うのです。これ以前にできていました旧森町のマスタープランの役割としても、都市計画マスタープランは都市計画を考えていく上で基本方針となるとともに、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていく上での共通の指針としての役割を果たしますとあります。やはりここで新しい森町としてマスタープランをぜひつくっていただきたいというのと、これ本当に森町のマスタープランで、では砂原はどうしたのだという、旧砂原地区のマスタープランもあったのかなと、そこもちょっと心配になります。森町を一つとして考えて、新しいゾーニングということも考えていかなければならないのではないかと私は思います。

先ほど町長もおっしゃいましたワークショップ、前年度農林課で初めて森町で行われたような感じのまちづくりに対するワークショップ、町民参加型のワークショップがあり、町民の熱い思いが籠もった最終案が完成し、新聞報道もありましたので、いよいよ始まると勘違いされている方も多くいました。あれはモデルプランで実現しません。道の駅は今はまだ予定すらありませんと説明しております。それでいいのかなとは思いますが、これからまた農林課でワークショップが始まります。今回は実際に建設する予定の中規模施設のようなのですが、それが本当に先ほども言いましたようにまちづくり全体のビジョンと一致しているのかということも検証ができない、マスタープランがなければそれがビジョンに合っているのかということも分からない。それぞれの課とか、先ほども言いましたようにコンセプトでばらばらにやれるところからやっていくのではなく、必要なものに対して、町民が一番今欲しいと思っているものに対して本当に真剣に官民一体になって取組を行っていく、またまちづくりは町民の安全と利便性が第一ですが、そこに機能と美しさと統合性、話題性なので、雇用や観光にもつながっていくと思います。そのためにもまずは全体像と方向性を明記した新たな森町の都市計画マスタープランを策定し、それに基づいた共通認識の下に開発していくことが必要ではないでしょうか。愛されるまちづくりに挑戦していきたいと思いますが、町長の所見を再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

マスタープラン作成、改定についてのその理念の部分だと思います。当然昨今様々な自治体において行政の計画を練る際には、今に限らず、以前からだとは思いますが、



町民参加という要素をしっかりと基本計画の中に組み入れていかなければならない、そういった方針は私もそのとおりだと思っておりますので、プロセスにおいてのそのような工程はしっかりと組み入れて、多くの方にワークショップ等々を行った際は参加していただきたいと考えているところでございます。

そもそもマスタープランの位置づけというところで、確かに当初の策定した段階から年月はたっているのですけれども、概要版等々に示しておりますゾーニング、中心市街地森町と駅前、そして先ほどもちょっとお話しさせていただいた国道5号、そして278号、それから港湾囲むこの中心地においても、居住地域、そして産業、工業、環境保全、そういったゾーニングというものは基本的には大きく変わらないのかなと思っております。その中でどういう町有地が空いていて、どのように個別の公共施設を建築、整備していくかという議論は、ある程度影響はありますけれども、逆にゾーニングの中で検討していかなければならない。公共施設、こういうもの建て替えたいからゾーニングを変更していくところの趣旨には合致しないのかなと思っております。しかしながら、議員ご指摘のとおり合併後の町全体という視点で見れば当然旧砂原町もございまして、森町は駒ヶ岳、赤井川から濁川もございまして、蛸谷、石倉の方面もございまして。そういった広域的な要素からもう一度見直さなければならぬというところはそのとおりだと思っておりますので、その辺はしっかりと検討させていただく。同時に、策定の中には町民参加のプロセスはしっかりと生かしていきたいなと思っておりますのでございます。ひとまず以上認識を、私のほうはこのように思っておりますので、その辺は改めてご理解いただければなと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 市町村都市計画マスタープランとまちづくりについてを終わります。

次に、森町の教育と歴史・文化についてを行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町の教育と歴史・文化について。人口減少が著しい森町において、人口が増えていく可能性として教育は大変重要であると考えます。教育行政執行方針の中でも、まちづくりと人づくりは表裏一体です。そして、様々な分野において前例にとらわれない柔軟な発想と行動が必要となっているとあります。具体的にどのようなことができるのかを検討しているのでしょうか。

町ならではの特色を生かしたほかにないような魅力的な教育の可能性、全国から森の教育を受けてみたいと思えるような取組など、教育がまちづくりにつながるような施策の考えはあるのかお伺いします。

また、森町の歴史、文化はもっと積極的に保存、活用すべきと考えます。保管場所の確保と保全、公開、継承、教育など、町の取組方についてどのように考えているのか教育長の所見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

教育行政執行方針では、全国的な人口減少と少子高齢化の進行の中、今後のよりよい社会の実現のために生産活動や働き方、まちづくりなど様々な分野において前例にとらわれない柔軟な発想と行動が必要となっていることを述べています。教育は、こうした発想と行動を下支えする役割と考えております。教育は、そもそも人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです。言い換えるなら個人の成長と社会のつくり手の育成を目的としております。ここでいう社会は、地域社会から国際社会まで幅広いものを指しており、議員のご質問で触れていただいたとおり、まちづくりと人づくりは表裏一体と同様の意味合いとなります。

具体的にどのようなことができるのかということについてですが、今申し上げたとおり教育は幅広く、いろいろな考えや行動について成長、成熟を図る役割であることから、むしろ具体を生み出す機能と考えております。具体につながる一つの例として、最近社会教育振興中期計画を策定いたしました。これから5年間の計画です。策定に当たって社会教育委員ほかの皆様にご参加いただき、複数回の討論をし、また皆様に確認していただくという作業を行いました。このように対話を通して学ぶ、活動を通して学ぶというのが教育の姿であり、柔軟な発想と行動を育てるこれからの姿だと考えております。教育委員会としましては、通常の職務の遂行を通してこのような対話や活動がいろいろな場で展開されるよう啓発と環境整備に努めたいと考えております。この答弁の機会も一つの啓発の場となり、ご質問いただいたことに感謝申し上げます。

特色を生かした魅力的な教育というご質問ですが、現在行っていることとして史跡鷺ノ木遺跡を活用したものがあります。議員御存じのとおり、史跡鷺ノ木遺跡は整備中ということからいつでも見学できるという公開の段階には至っておりませんが、限定的に見学会という形で史跡の価値や魅力の発信を行っております。ほかに町内小中学校への文化財の出前授業や、遺跡発掘調査事務所や遺跡現地での説明は随時対応しております。また、視野を広げたとき、人口減少、少子化に対応したこれからの教育機関の在り方について関係者と検討を重ねながら特色ある森の教育の姿を見つけ、実現してまいりたいと思います。引き続き皆様からのご意見を頂戴しながら取り組んでまいります。

森町の歴史、文化の積極的な保存、活用についてですが、文化財講座ではその内容や価値、町との関わりなど、個人やグループでの活動や創作活動に利用しやすいように開催しているところです。その一方で、保存、保管するためにはスペースが必要ですが、町で管理する施設には限りがあります。現在のスペースを有効活用し、分かりやすい展示を心がけながら、現在検討中の複合施設も含めた中で総合的に検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

今教育長からもお話がありました。今年の3月に教育大綱が町長から出されました。その教育大綱は、今までと違い基本方針のみで、計画や主要施策も対象期間もないものでした。であるならば、このたび作成されました第4次森町社会教育振興中期計画の中で具体的に令和5年度から令和9年度の心豊かなまちづくりのための教育について書かれていると思いましたが、残念ながら第3次の計画とほぼ同じ内容でした。もっと残念なのは、資料編にあります現状と課題も、もちろん推進事項及び重点実践内容もほぼ同じでした。単年度推進計画の中で取り組んでいくのでしょうか、新たな問題に対する教育委員会の考え方は特にないという考えなのでしょうか。

それと、先ほど会議もというお話がありました。コロナ禍とはいえ、5人くらいの各部会も3月に1度開催されただけではないでしょうか。本当に教育のこと、文化のこと、歴史のこと真剣に考えておられるのでしょうか。現状と課題が同じで施策も同じでは、この先5年間もこの町は変わらないということなのではないでしょうか。先ほども言いましたが、いかに森町のよさ、歴史、文化を教育に取り込んでいくか、町内外の人に知ってもらい、愛されるかがこの町の未来の鍵を握っていると思います。教育長の所見を改めてお伺いします。

また、その中で初めて町史や郷土資料を有効活用できる人材の発掘と育成とありました。議会ではこれまで町史編さんの必要性について政策提言もしてまいりました。具体的な内容はあるのでしょうか、再度教育長の所見をお伺いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時30分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

齊藤議員、あんまり広げ過ぎないようにお願いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

まず、教育大綱の件でお話がありましたが、教育大綱は町長が示すものとして、それを受け止めて進めなければならないというふうに私たち教育委員会は考えております。教育大綱に触れてあるように、非常に未来志向の教育大綱と私も受け取っておりますし、今回様々な施策の中ではそういう意向を受けて進んでいかなければならないと考えております。

一つの例として社会教育振興中期計画のお話を示しました。今ここにあるのがそうですけれども、これについては教育委員会が町民の意見を最重視するという視点から、実は諮問という形を取っております。教育委員会の作成ではなくて諮問という形を取っております。齊藤議員がおっしゃった3月以降というのは全体会のことであって、その間部会というものを開いております。ですから、全体で集まったのは最初と最後という形になります。

けれども、その間にも部会の中では意見交換をしているというふうに認識しております。最後それを答申という形で教育委員会は受け取って、この策定に至っております。その中にもしそういう未来志向のことが少ないと、前と同様であるということであれば、これからこういう諮問をする際にも、ぜひとも森町のもっと未来志向で内容を精査してほしいということを私たちも説明し切れなかったとか、伝え切れなかったというふうに考えておりますので、今後各活動はこれからベースを決めて進むところですので、そういう中にそういう未来志向の話も含んで進めていければいいと思います。

さらに、そういう中でこれは期間限定ですと、それから教育大綱は期間に限定がありませんということではありますが、これは町長の意向を踏まえましてあえて期間を決めずに、だからといって10年、20年ということではなくて、教育施策が目まぐるしく変わってきております。教育課題も激しい変化を見せておりますので、必要なときに改めて町長のほうから書いたものを出しますということで、そのように捉えて進んでおりますので、出しっ放しということにはならないと私も考えております。

それから、町史、郷土資料のことですが、多分社会教育振興中期計画の16ページに当たるところに書いてあることかと思えます。ここで課題解決に向けての推進事項、重点実践内容ということで、推進事項としては今後町史や郷土資料を有効活用できる人材の発掘と育成ということで推進していかなければならないと思えますが、これはまだこういう部会等においても具体的に誰がどのように行うのかという段階には至っておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

教育大綱に今回は記載されませんでした。前回までは教育大綱には町民憲章、私が思う教育の長期展望とは町民憲章の中に込められていて、実現するために森町教育目標があると考えています。それがまちづくりと人づくりの表裏一体につながるとは思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

この町は、この先もどんどん人口が減少していくのでしょうか。年間の出生数はもう50人を切っています。学校教育も、ほかと同じ学校運営ではもはやここで受ける教育の魅力がない。森町の特性を生かした、教育長のおっしゃる前例にとられない柔軟な発想と行動というならば、海の学校、山の学校というような自然から学びを取り入れて将来の担い手になるような、夢のあるような教育も必要ではないかと思えます。インクルーシブ教育、山村留学、ギフテッド児の対応、不登校児の対応など、誰一人取り残さない教育について森町独自の教育を検討してはいかがでしょうか。

また、先ほどの社会教育振興中期計画では成人教育の中で公民館、図書館などの社会教育施設の整備とありますが、などの中には歴史、郷土資料館、遺跡資料館、美術館などの計画は、単独に立てることは無理でも複合化の中に組み込む考えはおありでしょうか。それに伴って保存すべきもの、それに向けての取組などをお考えでしょうか。繰り返しに

なりますが、世界遺産登録を目指しているのならば発掘事務所内の展示ではなく、遺跡保存とは別に町としての教育の側面から展示方針を決めるべきであると思いますが、教育長の所見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） 本日の最初の質問に基づくところを答えていきたいと思えます。

町民憲章の件が出ました。これは行政のみならず、町民一人一人の目指す姿というふうを考えておりますので、これはいまだ失われているものではもちろんございません。

2つ目に、人口減少していくのかという問いについては、私はお答えすることはできません。ただ、議員ご心配なのは人口減少していく中でもそういう特色のある教育を生み出すことができないのかというような意味合いと捉えますと、私も全く同感でございます。人口減少の波というのは私には予想はつきませんが、明言はもちろんできませんけれども、そういう中でどういう特色のある教育にしていくのかということで、今日最初にお答えしたように、単に史跡驚ノ木遺跡の学習ばかりではなくて、教育機関そのものも新しい形というものを見つけていかなければならないというのはもちろん頭の中にありますけれども、今すぐ具体的に申し述べる段階にはありません。

それから、複合施設のことが出ていましたけれども、これは私の一存というよりは今日ずっと話題になっている町民のワークショップ型ということでいろんな意見を集約していく中で、もちろん文化財等の保存の在り方、展示の在り方、皆さんから様々にご意見頂戴する中で、いい見せ方をするというのでしょうか、魅力ある見せ方をするというのでしょうか、ぜひともそういう姿になればうれしいと私も思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町の教育と歴史・文化についてを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、食K I N G市の今後について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

食K I N G市の今後についてです。楽市楽座もりまち食K I N G市は、10年以上にわたり開催され、森町の新鮮な水産物、農産物をはじめとする食材や加工品、ジビエ料理やスイーツ、林産品から手芸品まで数多くの品ぞろえで町内外の多くの方々に楽しんでいただいております。にぎわいをもたらす森町のイベントとして定着してきました。物産展とも言えるこのようなイベントは、地域特産品を多くの方々に知っていただき、購入していただくためには重要でありますので、今後も盛大に開催されることを期待しています。また、イベント時に会場にて購入していただくだけではなく、継続的に購入していただくような消費喚起、来町への動機づけなど多くの可能性を秘めていると言っても過言ではありません。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、そのにぎわいは密という言葉に置き換えられ、場所や空間を共有して視覚や味覚といった五感全体を使って大きな満足や感動をもたらすことが困難となっしまい、電子商取引など非接触でのショッピング需要が高まりを見せています。5月開催の予定が出店者不足で中止となったことを見ても感染や入り込

み数に対する不安が大きいのではと考えられ、今後は出店者、来場者の不安を払拭する運営が求められていますので、質問します。

1 番目、出店者不足の原因をどのように分析しているか。

2 番目、実行委員会との協議でどのような方向性となったか。

3 番目、開催時期、開催回数、開催場所など再考が必要と思われるが、いかがか。

よろしく申し上げます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

5月に開催を予定しておりました食K I N G市の中止につきましては、新型コロナウイルス感染症5類引下げ前の行動制限の影響や桜まつりと出店が重なったことで出店できなかったなど様々な要因により中止となりました。町及び実行委員会としましても、食K I N G市は開催すれば町内外より多くの来場者を呼び込み、町の特産品をPRできる大切な機会と考えており、そのためには多くの出店者が必要であるため、引き続き町内の新規出店者の掘り起こしや試験的に町の特産品を使用し商品を製造している町外の出店者など幅広く出店者募集の声がけを丁寧に行っていくことや、来場者に喜んでいただけるような催物を行っていきたいと考えております。

開催時期、開催回数、開催場所などの再考につきましては、食K I N G市の単独開催だけではなく、町内の各種団体と連携し、飲食イベントとの共同開催や、開催場所につきましても道の駅や駅前大通りを活用し、町歩きができて商店街や飲食店にもにぎわいが生まれるようなものと、人と人との触れ合いを大切にするイベントづくりを今後行っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） この食K I N G市については、実行委員会が主催者という形になっているかと思えます。ですから、本来であれば実行委員会の方々が一番考えなければならぬのかもしれないのですけれども、ただ実態として町の影響力が大きいと思えますので、ここは町長に食K I N G市の開催についてというところをいろいろ質問していききたいというふうに思っております。

そういった中で、この食K I N G市、開催当時は森町の大通りを歩行者天国として開催、スタートしたというふうになっていまして、私も青年会議所時代に青年会議所として開催の準備、お手伝いを朝早くからテント立てに行っていたというのを思い出して、最初はすごくにぎやかで、歩行者天国という形自体が森町では久々に行われた、夏のまつり i n もりは別として久々に行われた歩行者天国だったものですから、大変にぎやかなイベントが増えたなというふうに思っていたのを思い出しています。今回コロナの影響というところは大変大きかったとも思います。ただ、今後コロナも引下げになったというところで、細心の注意はもちろん払いながらも、コロナ前のにぎわいを取り戻すような施策が必要なのかなというふうに思っています。そういった中で今回の出店者不足での中止というのは大

変残念だなというふうに思っ私も見ていました。

それで、町長先ほどの答弁の中で、この日付の設定の中で食K I N G市に出ている方が桜まつりにも出店していて、出店者不足になって中止になったのも原因の一つだというふうな説明だったかと思うのですけれども、それであつたら日付考え直したほうがいいのかと思うのです。食K I N G市にふだん出店されていて桜まつりにも出店する方々って大体分かりますよねというか、全ての方分かると思うのですけれども、それであつたらこの日をそもそも設定したのが間違いだったのではないのかというふうに先ほどの説明を聞いていると残念ながら思ってしまったものですから、そういったところでどういった方がどういったイベントに出ているので、同じ日にぶついたらこっちには出れないというのは一番最初に考えて設定しなければならないのかなと思うので、そこは今まで以上に注意して日付設定なんかには挑んでほしいなというふうに思っていました。

それで、5月7日というのは桜まつりでいえば歌手のステージイベントとかメインになるようなイベントはなかったのですけれども、それなりに何かしら行われていて、結構にぎわいのある日曜日だったかなと思うのです。そういった中で、ほかの方々も多分出店できないという人もいたのですか、公園と活性化広場と近い関係の中で、ある程度出店したら人手の見込みがあつたのかなと思う中で開催できなかつたというのは非常に残念ですし、先ほど町長の言われた桜まつりとダブって出店されなかつた方が多いというのであれば、先ほどの町長の説明を聞いていて私1つ思つたのが、例えば花見の会場の中に食K I N G市持っていってもよかつたのではないですか。食K I N G市ミニでもいいのですけれども。それであつたら出店会に出ている人はそちらのほうに力を入れて、その他の方々は公園の中で、にぎわいの中で食K I N G市を開催するだとか、そういうやり方もあつたのかなというふうに思っ聞いていました。そういったところいろいろとアイデアを出して、今後いい食K I N G市にしていっほしいなというふうに思っています。

それで、再質問として何点かしたいのですけれども、今回の5月5日の開催は花見と同時開催というところもあつたのですけれども、ふだん年4回ですか、開催されているかと思うのですけれども、地域活性化広場ですか、あの場所にこだわって開催されているのか、あの場所しか今のところ場所がないということで開催しているのか、それによつて考え方が変わるのかなというふうに思うのですけれども、私はあの場所にこだわらなくてもいいのではないかなと思うのです。先ほど町長の最初の答弁の中にほかの団体と共同で開催も視野にというようなお話しされたと思うのですけれども、すごくいいお話だと思つたのです。あの場所にこだわらずに、森でいえばあきあじまつりみたいなものだとか、どこか町内会のお祭りみたいなものだとか、言っしまえば森高の学校祭でもいいと思うのです。そういうほかの団体と一緒にこういうにぎわいをつくっていく、そういう相乗効果を求めるというのは大変いいなと思つたので、そういう方向性で進んでくれるとは思つたのですけれども、あの場所にもし何かこだわりがあるのであればそこを教へてほしいのです。活性化広場、いろんな補助金で造つたかと思うのですけれども、実績づくりだけのためにあそ

何を何だかんだ使うというようなことだけはやめてほしいと思うので、あの場所にこだわらないほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうかというところを再質問させていただきます。

もう一つ、これも実行委員会で本来考えるべきなのかもしれないのですけれども、開催時間が短いという声がよく聞かれるのです、お客さん側からして。ただ、実際出店される方々、運営されるスタッフの方々は時間短いほうが最後撤収して片づけるのは早いのかもしれないのですけれども、その辺も実際にお客さんの声としてもう少し開催時間を長くしてくれないか、長いほうがいいよねという声もあるものですから、この辺について町長としてどうお考えか、この2点まずお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回のご質問の中で本当に様々なアイデアというか、ご意見いただきましたので、これは担当課を通じて実行委員会皆さんのほうにしっかりお届けしつつ、議員おっしゃるとおり実行委員会運営といいながらも役場の担当課の協力といいますか、そういった影響力というか、一緒に様々な面を担って実施していかなければならない現状というのはこれからもどんどん、どんどん増していくのかなと考えております。私も町長になる前に様々な運営の実行委員会等々に携わりましたけれども、先般言われております担い手等々、後継者、そして同じようなメンバーがいろんな会で実行委員会や様々な協議会でご尽力されていると、そういう現状もございますので、その点はしっかりと行政も携わって一緒にお祭り、イベントを盛り上げていきたいなと考えております。その中で、場所にどのような理由でこだわっているのか、開催時間等々ご質問いただきました。あの場所に関しましては、あの場所でなければならないというこだわりは特にはないと思います。その辺も当日お手伝いいただく実行委員の皆様とのお話し合いの中でいろいろなご意見いただきながら決定していくのかなと考えておりますが、当然ご意見いただいたとおり、森高のイベント、学校祭と一緒にやるですとか、桜まつりの会場内で飲食の出店者さんと一緒にやるというのも非常に面白いのかなと思っております。しっかり実行委員会のほうにお諮りして、一緒に投げかけて、次回開催に生かしていければなと思っております。

そして、開催時間に関しましても、これも来場いただいたお客様からもうちょっと時間長ければゆっくり買物できるし、慌ててこの時間に合わせて行かなければならないという、そういうのももうちょっと幅があれば来やすいのかな、それも町内、町外からお客様をというところを目指すのであれば、そういった要素も検討していかなければならないのかなと思ってます。そして、会場で森町のものを食べていただく、そういった飲食のブースというか、飲食のそういう部門もしっかりと設置して、お買物も飲食もある程度ゆとりを持った時間で実施していける、そういったイベントにも私はしていくべきなのかなと思ってますので、その点につきましてもしっかりと実行委員会のほうと話し合いを経て、次回よりよい開催につなげていきたいなと考えているところでございます。改めまして、実行委員会の皆様には長年にわたってすごくご尽力いただいております、会議から当日運



営、そして後片づけまで本当に多くの皆様にご尽力いただいております。その辺につきましても行政としてもしっかりと支えていって、そして祭りが今後もしっかりと、食K I N G市が持続可能なように、運営できるように私たちもしっかりと努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 繰り返しになりますけれども、実行委員会がメインですけれども、町として影響力が大きいというところで町が決めてこうしてくださいと実行委員会にもちろん投げることはないと思うのですけれども、その辺影響力大きいので、一緒になってよりよいイベントをつくるためのいいアイデアなり助言なりというのを町がしていければいいのかなというふうに思いますので、今まで以上にその辺の協力だとか情報交換密にして進めていってほしいなというふうに改めて思いました。

それで、1つ紹介したいのですけれども、これとある物産展、町外で行われた物産展でのアンケートの数字を私見てきまして、なぜこの物産展に来たのかというアンケートの数字で、たまたま立ち寄ったという方が四十数%、ふと行ってみようと思ったという方が十数%ということで、6割近い方が実際当てもなくといたしますか、行こうと決めないで何となく見かけたから寄ったとか、そういうことだと思っております。あと、何となく寄った一番の目的は何ですかという質問の中に、その土地の味覚に出会えるからというような答えが半数近くあったそうです。その土地の味覚に出会えるから、その土地の味覚ということはこの土地の人間ではないということです。森でいえば町外の方が来てくれてこういう答えになるのかなと思うのですけれども、やっぱり食K I N G市、こういう物産展的なイベントというのは町外の方にいかに来ていただくかが勝負だと思っております。もちろん町内の方にも来てほしいですし、購入もしていただきたいのですけれども、やっぱりマンネリ化というか、そういうのも町内の方ばかりでやっていますとどうしても起きてしまうので、町外の方にどんどん来てもらってにぎわいというものがあると販売する側も力が入るし、次はどういう趣向を凝らそうかなというアイデアもたくさん出てくるのかなと思うのです。

そういった中で、町内で開催するに当たって地元でない方をたくさん呼び込もうと思ったときに、私が考える中で道の駅が最高なのではないかなと思うのです。国道5号線というのは道南と道央を結ぶ幹線ですので、森町では一番交通量の多い道路ですので、これに面している国道5号線の場所というのはこういうイベントをやるのは最高だと思うのです。そこで、これ私の思うところなのですけれども、ずばり食K I N G市を道の駅で開催したらいかがでしょう。森だけではなくて砂原にも、278号にもありますので、混合開催でもいいですし、道の駅の集客力というものをこの食K I N G市に相乗効果としてもたせれば、より町外の方に知名度は上がるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私も同感です。道の駅の集客力、そして道の駅自体の魅力を発信するという意味でも非常に相乗効果あるのかなと思いますし、今の現状の森のほうの道の駅、砂原のほうの道の駅もそうですけれども、どうやってもっともっと魅力化、発信を強化していくか、それは担当課、行政にとっても非常に大きな課題、そして解決していかねばならない課題であると捉えています。その中で、これも当然実行委員会のほうに諮りながら決めることではあると思いますが、実行委員会、町民の皆様、出店する事業者の皆さんが議員おっしゃるとおり次もやってみようですか、もっとこういう商品を買ってみよう、端的に言ってやる気のあるというか、やる気を起こしてもらえるような、そういう次につながるようなイベントの内容を構築して、実行委員と一緒にその辺新たな祭りの在り方、イベントの在り方、食KING市の在り方というものをしっかりと定めていきたいなど。当然今回のご質問でいただいた全ての意見はしっかりとお伝えさせていただきまして、その実現のために行政もしっかりとお手伝いさせていただく準備をして、次回というか、次期開催計画にしっかりと反映できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 食KING市の今後についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

2時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、函館本線廃止問題への対応方針について、新しい感染症への対応体制の在り方について、公共施設のトイレの在り方について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、函館本線廃止問題への対応方針についてを行います。

○6番（野口周治君） よろしくお願ひします。

質問事項です。函館本線、旅客部門です、廃止問題への対応方針について。JR北海道は、新幹線の札幌延伸を機に、函館本線、函館長万部間の旅客部門を廃止するという意向です。去年町の意見交換会で沿線自治体の対策会議の検討を受けて、3つの代替案と収支試算が示されました。資料では、国や道の役割には触れられずに地元を代替案の選択という判断に誘導することになると感じました。しかし、この問題は医療、通勤、通学など住民の生きる権利、それと貨物輸送部門を含めて産業など地域の基盤に関わるものです。地球温暖化の対策としても鉄道の位置づけは重要です。この問題は、幹線道路や新幹線と同じように社会基盤の問題ですから、国こそが責任を持って当たるべきものではないでしょうか。周辺自治体と力を合わせて国に働きかけていくべき課題だと考えます。いかがでし

ようか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

北海道新幹線札幌延伸に伴いＪＲ北海道から経営分離される函館長万部線については、北海道新幹線並行在来線対策協議会渡島ブロック会議にて議論を進めているところであり、昨年12月に開催した町民意見交換会においてブロック会議で示された現状をご説明し、ご意見等を伺ったところでもあります。議員のご質問にもあります貨物輸送部門については意見交換会の中でも数名の方からご意見をいただいております、新聞報道にもございますように、現在国、北海道、ＪＲ北海道、ＪＲ貨物の４者による実務者レベルで必要な条件や課題などの論点整理が進められているところであり、当町としても動向を注視し、情報の収集を進めてまいります。

今後も新たな情報を捉え、町民の皆様にご説明する機会を設け、ご意見をいただきながら町の方向性を見いだしてまいります。そして、渡島ブロック会議の中で伺った町民のご意見を基調とし、森町としての考えを申し述べ、それぞれ状況が異なる沿線自治体や北海道と議論を重ね、必要とされた課題など協議会として国等への要望を検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問。

○６番（野口周治君） 今世界では鉄道を生かす方向で物が考えられています。そういう中で、特に旅客部門、乗車率だとか維持運営のコストを踏まえると、結果としての赤字は確かにあると思うのです。片方で、非常に重要な社会インフラということで世界では上下分離、インフラの部分は全体、国が面倒を見ますと、運営はその会社にやってもらいますと、こういう選択肢もあるはずなのです。今日ここで国のやるべき政策の是非を問う気は もちろんありませんから、前提として聞いていただきたいのですけれども。そういう上に立って経営分離、つまり廃線していこうと、嫌ならこの３つからどれがいいですかという立てつけの議論に行くのではなくて、そもそも廃線したい、切り離したいというのは私企業の判断だという立てつけなのですが、これ自体がずれているのではないかと私は考えていて、それはＪＲを分離したのが1987年、今から三十何年か前です。このことについて国会予算委員会で、今から６年ぐらい前だったのですけれども、どう考えるのだという質問がありました。それに対して当時の麻生副総理、財務大臣だったかな、が答弁をされたのだけれども、そのときのメモを探してきたのですが、2017年２月でした。国鉄を７分割して黒字になるのは３つで、３つというのはお分かりですよ。ほかのところはならないということを当時からみんな言っていましたと、こういう答弁をされたのです。こういうことが分からないのは学校秀才だとまでこのときの答弁でおっしゃってしまして、すごいなと思ったのですけれども、そもそも会社が赤字だから仕方ないと言う前に、赤字になるようにやってきて、だから赤字になったものをほかの利益で補填するよという立てつけまで分離するときにつくった。形はそうなったのですけれども、実際に赤字になってきたら企業問題だから廃線やむを得ないよねと国がリードするようなことになっている。もちろん

国の立場も、あるいは個別の会社の立場も話としては理解できますけれども、では住民の立場で考えたときに、ああ、そうですかだろうかという、私は違うところに立って、そもそもスタートのところから分かっていたものをやっぱりこうなりましたと押しつけられても困ると思います。

例えば、貨物に関連してしまいますけれども、2024年問題、貨物輸送が非常に困難になると言われています。それから、燃料費もどんどん上がってきて、こんなことが続けられるのかという問題もあります。そういう中で、インフラをきちんと残しておかないと後々困る。特に北海道のように大消費地から遠いところは、大量輸送の手段をきちんと確保してつなぐようにしておかないと大変困ることになってしまう。そのときに困っても遅いと私は思うのです。そういう立場で、国が何とかすべきだという立場をきちんと踏まえて、それを考えてほしいという要望をすべきではないかと思います。国にお金がないわけではありません。例えば北海道新幹線って1兆5,000億、いろんな数字ありますけれども、そういうお金を使う。それから、リニア中央なんてその何倍ものお金を使う。そのようなことにはお金を使えるし、それから維持という意味では高速道路とか幹線道路の維持にもお金は使います。同じように鉄道も位置づけてきちんとキープしていくという発想が必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。もし通告からずれているということでしたら特にこだわらなくていいです。全体理解という答弁で結構です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私が町長に就任してからブロック会議はもう既にたしか6回、7回は終了していて、8回目から町長に就任して参加させていただいたと思います。今まで行われてきたブロック会議、その前段様々首長集まる会議の中で話題として出ていたのは、前提として北海道における鉄道網、人流、物流を含めたインフラというものを自治体だけで維持するというその方向性、そもそもどうなのだという話は確かに出ております。当然今議員おっしゃるとおり過去の関係閣僚の発言等にもありますとおり、赤字は誰もが分かっていたような流れの中で今これからどうするのかという判断をしなければならぬときに、当然首長としては自治体の負担なく、町民の負担なく、国が方向性を示してあらゆるリーダーとして、北海道も含めてですけれども、この道筋を開いていっていただくのが一番なのかなという中でも、やはり同時にそう訴えるのであれば、ではそのインフラを活用した地域の産業から生まれる価値をどのように道外、道内も含め、そして海外も含め発信して産業振興を図っていくのか、そういうことも首長のビジョンとして持つのが非常に大事だと私は思っています。

今回並行在来線のお話で質問いただいたのですけれども、この考え方としては、森町は噴火湾でも唯一地方港湾を持っている町でございまして、この港湾をどうするのかということ、老朽化が激しくて補修を国のほうに予算要望する際に、同じ観点から様々なことを話しされます。直してくれ、整備を進めたい、予算つけてくれ。要望するのはいいのだけれども、では森町さんとして国の持っているそういった施設、資産を使ってどのような産

業振興ビジョンを持っているのですか、まちづくりはどのように進めていくのですか、そういうものをしっかりお示しできなければ、これは一方通行の議論として成立しないのかなと思っております。

話は戻りまして並行在来線の話、上下分離、そしてこれからまたブロック会議は数回繰り返していくのですけれども、現状では一番何を課題として持っているか。まだどういったものになるのかというものを具体的に沿線自治体の町民の皆様にお示しできる段階ではないのかもしれないのですけれども、2024年、2030年、様々なタイムリミットがあります。その中で議論が進まず停滞して、いよいよ決断して事業を進めなければならないというときに、それを担っていただく事業者さんが果たしてそれを受けられるだけの体力を持ち合わせているかどうかというのが非常に心配事ではあります。それは並行在来線を維持する、バス転換、様々なオペレーション含めてその問題というのは本当にあると思います。現状コロナ禍において、とあるバス事業者様におかれましても非常にお客様が減ったり、運転手さんの確保に苦慮していたり、本当に事業を縮小させなければならないという状況が、今5類指定に変わりまして観光もいろいろ戻ってきていますけれども、このコロナの何年間で本当にそういう厳しい状況が続いております。並行在来線を2030年までにどうするか、それを2025年までに方向性を示して事業を進める、方向性を明らかにするということがありますけれども、実際5年前の開催、事業実施というのは非常にタイトであるなど印象も持っています。

そんな中でまず取り組まなければならないのは、沿線首長、自治体、ブロック会議のみならず、ブロック会議外でも情報共有、そして懇談の場を含めて国、北海道とどういう関係性でいるのか、どういったものをどういう負担でやっていくのか、その辺をしっかりと煮詰めながらブロック会議に挑まなければならないなというふうに思っております。今後もブロック会議等々進めながら、進展がございましたら、答弁にもさせていただきましたけれども、町民の皆様はじめ議会の皆様も同じくしっかりと情報共有させていただきながら、フィードバックしたご意見はしっかりとブロック会議、北海道、国に伝えていきたいと考えておりますので、その点をご理解いただければと思います。重ねてなのですが、要求だけするのではなくて、町としてまちづくりをどう考えているのかというのが非常に大事になると思いますので、その辺は私どもだけではなく議会の皆様、そして町民の皆様のご意見をしっかりといただきながらつくり上げて、それと併せてインフラ整備、公共施設、港湾、JRいろいろ含めて国、北海道に投げかけ、そして要求をしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○6番（野口周治君） 今おっしゃったこと、こういう話が出るなということは大変よく理解はできます。私は何でもかんでも言えばいいということ、そういう立場では決してありません。ただ、そもそもは何なのということをきちんと踏まえた議論をしないと今現在

どうしようもないでしょうという議論に巻き込まれてしまう。そこに立った瞬間に、私はこれは大きな交渉事だと思っています。相手の土俵に乗った瞬間に交渉事の構造が決まるものだと思う。私はビジネスをやってきた人間ですから、その交渉からの類推で大変申し訳ないのですけれども、どういう土俵をつくるかだと思っています。例えば今インフラだけ造ってもどうにもならなくて、それを使ってどうするのですかという話が出るのです。そこだと思うのです。例はちょっと違いますけれども、コロナのさなかに芸能関係の人、演芸関係の人たちに国がどういうことを言ったか。新しい価値を生み出すようなことをするのだったらお金を付けますと言って、今やっている活動を維持するためのお金を出そうとはしなかったのです。このことを今たくさん話す場ではありませんけれども、そうではない。今ある必要なものをきちんと維持するためのお金を出してくださいという話なのに、ではそれを使って何をやるのですかという議論になった瞬間に話が変わってきていると私は思うのです。だから、これはインフラだという認識でお話をしているのです。そのずれがあると、最初から相手の土俵に乗ってしまう。もちろん金を持っているのは国だ、官僚機構を含めて調査、例えば今回の資料だって町独自であんな資料が作れると私も思いません。それは無理です。でも、どうやってそういう人たちに思いを届けるのかということとは本当に必要だと思う、そういう立場で申し上げています。

それで、今あっていることをもう一つ別の見方から、私のこうではないかと思っていることを申し上げます。例えば貨物と旅客を分離して問題をシンプルにするというふうにも見えますけれども、旅客部門が済んだらあとは貨物問題だけとして話をすればいいのかなと。その前には稼働率の低い駅を間引くということをやりました。これは別に使っている人少ないのだから仕方ないではないかというふうに見えますけれども、少しずつ離れていくのです、関係者が。最後に残るのは本丸だけ。気づいたときには一緒になって物を言いたい人がみんないない状態になってしまう。だから、私は全体問題としてこれ全体をどうするのですかと。国が最終的に転換、3つの案の中のどれに転換するかの話になったとしても、国や道でどこまで面倒見るのですかと。それなしに負担だけ約束してしまうと、後からこの負担を町がどこまでできますかという話に、あなたたちの問題となってしまうのではないですか。それは困ると思っているから言っているのです。交渉事だと申し上げたのは、そういう大きな枠の中で国が責任持ってくださいという立てつけにどこまで持っていけるか、どこまで話ができるかで後々の町の負担、町民の負担が変わると思うから申し上げます。

例えば先ほどお話をした駅を剥ぎ取る話ですけれども、駅が近くにあったのがなくなったから、病院に行くのにとっても大変なのだという女性の方と立ち話をしたことがあります。たまたま会った人なのですからけれども、何しているのですかと聞いたら、これからバス停まで歩くのだけれどもという話です。大変なのだ。確かに大変だと思います。足が曲がっていて、歩きも大変です。冬も病院に行くのですと、でもバス停まで行かなければならないのです。駅のほうがまだ近かったという話なのですからけれども。その方は、これまでは地

域ぐるみで某政党を支持してきたけれども、もう絶対しないという言い方までされています。怒りってそういうことだよなと私は思ったのですが、そういうものの積み重ねとして今がある。問題の中にはそういうことがたくさんあるということだと思います。もちろん弱者に、弱者にと、そういうことだけ言おうということではない。でも、そこを大事にしなかったら地方の自治体の仕事、住民を守る、住民の生活を守る、産業を興していくという仕事につながらないと思うから言っているのです。ぜひそこに踏ん張って、新幹線工事が遅れていくのなら、その時間を有効に使って今のうちに何かできることはないか、話せることはないかとやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

基本的に人口減少と少子高齢化が進む社会の流れの中で、立場の弱い方、弱者という表現の中で社会的に高齢者も含めてそういった方々への福祉という視点からインフラを考えるとという観点も非常に大事だと思います。しかしながら、もうここはある程度の、言葉を借りてお話しさせていただければ選択と集中、そういったものは判断していかなければならない、そういった状況にもあると思います。その中で首長として大事なものは、そういった選択と集中の中で地域、地域外でもいいのですけれども、批判を恐れずこういう考え、なぜこういう考えに至ったかというのをしっかりと自分の言葉で説明できる、そういうスタンスをちゃんと持つておくことが非常に大事だなと思っています。先般町内での公共施設の、公共施設といいますか、統廃合に関する意見を聞く場で出席させていただきまして、本当に様々なご意見をいただきました。町民の方々、その施設を利用する方からしてみると、なくすなんて、では私たちどうすればいいのだという話に直結すると思います。しかしながら、その課題を解決して次に進まなければ新たな投資もできない、そういったこともたくさんございます。統廃合をなくすという説明をする際には必ずしっかりとこの町について希望を見いだしてもらえるような、そういったお話もセットにして説明する必要があると私は考えておりますので、町内の様々な選択と集中の際にはそういったものもしっかりと踏まえて説明はさせていただきたいと考えております。

行政という立場では北海道もそれは多分一緒だと思います。当然人口減少は北海道という単位でも進んでおりますし、中央に対する予算要求、そして予算の配分等の仕組みの中では私たち自治体と一緒に動いております。特に北海道に関しましては、JRの沿線の経費に関してはちょっと違いますけれども、北海道開発予算という大きな特殊な予算の構造の中で様々な予算要望を北海道を通じて行っております。繰り返しの答弁にはなりますけれども、このインフラを使ってどのようにまちづくり、そして産業振興をやろうと思っているのか、それは必ずセットにして、かつインフラというものは地域にとって無条件に必要なものであるということもしっかりと併せて伝えながら、何とか今後のみんなにとっていい展望を切り開いていけるように首長として努めていきたいと考えております。新幹線の延伸がスケジュール的にどうなるかというのはまだなかなかはっきりしたことは申し上げられないのですけれども、時間的に余剰が生まれるのであれば、それは今ご

指摘いただいたとおり沿線首長としっかりとタッグを組んで、情報共有しながら国、北海道に別路線で働きかけていくのも大事なことだと認識しておりますので、その点ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 函館本線廃止問題への対応方針についてを終わります。

次に、新しい感染症への対応体制の在り方についてを行います。

○6番（野口周治君） 質問事項2、新しい感染症への対応体制の在り方について。

新型コロナは、社会のもろさをあらわにしました。その一つが保健、医療体制にゆとりがないことでした。保健所数の半減、病床削減などが進められてきた結果、医療、保健側も患者、住民側も苦しく不安な日々を過ごしました。加えて、個別自治体には必要な情報が知らされず、例えば感染者対応は大変だったのではないのでしょうか。また、町から住民へも知りたい情報が提供されず、いたずらに住民の不安を高めた場面もありました。今後新しい感染症の流行はあるでしょう。国、道に医療、保健所体制の縮小の見直しと事態発生時の情報開示を働きかけていくべきだと考えます。季節性インフルエンザ流行などへの対応も含めて発熱外来、検査所の体制は必要だと考えます。町から住民へも情報開示をしっかりと行うべきと考えます。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、北海道と渡島保健所が対応に当たり、感染者数を把握していたことから、町は把握可能である町職員と町立施設における感染状況のみを公表してきました。町としては町民全体の感染者数を公表したいと考え、渡島総合振興局と協議をしてきましたが、実現しなかった経緯がございます。このことから、感染者数の情報開示をはじめ議員が指摘しております発熱外来等の医療体制や保健所における疫学調査、検査体制の充実についても国、道に求めていかなければならない課題であると捉えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 新しい感染症、新しい法では今回の新型コロナ、その前にMARS、日本ではほとんど把握はなかったですけども、SARSがありました。突然終わりました。その前にもエイズ、O157、それと今も大きな脅威ですけども、高病原性の鳥インフルエンザの流行が今後どうなるかというのは毎年心配しなければいけません。ほかにもBSEだとかエボラ出血熱だとかいろんな病気ありますけれども、要はこういう感染症が繰り返し繰り返し、例えになりますけれども、人類を襲っている。今後も遭遇は続くし、もっと怖い事態が起きるかもしれない。そのときにどうするのかという発想が必要だと考えています。その中で、例えば新型コロナ対応で、今町長がおっしゃったことと重なるのかもしれないけれども、経営している施設に発症者が出ましたと。この方の扱いについて問合せをしようと思いました。役場に電話しても保健所に電話しても電話が繋がらない。



日曜日だったのでですって。自分のところで問題を抱えて、その感染が広がっては困るから、どうしたらいいのだろうと何度も何度も電話したけれども、結局その日はつながらなかったという話がありました。これって始まった当初の話ではないのです、今回の新型コロナ。しばらくたってもそういう状態。つまり体制にゆとりがないことがこれを生んだと私は理解しています。

それから、たまたま私の知り合いのお年寄りおられたのです。亡くなりました。施設でコロナに感染して。ただ、森町の中のことですから医療にはちゃんとつながって、基礎疾患があった方なので、残念だけれども亡くなってしまいました。ただ、全国を見ると、なぜ全国かという、次森町で同じことが起きないとは限らないからなのですけれども、病気ですから。全国で見ると、もう医療体制逼迫しかけています。病院ではなくて施設でみてくださいますと明確に言われた施設があります。これは読売新聞に載っていたのですけれども、そういうことが起きている。やはり対応体制というのをちゃんと、ゆとりある体制を持っていないとこういうことが起きるし、次は森町かもしれない。もっとひどいかもしれない。怖いからといってどこまでやるのという発想もあるかもしれませんが、今回足りなかったということが明らかなかんでは考えなければいけないと思うのです。冒頭申し上げたとおり、保健所の数とか、今も地域医療構想といって、要は病床削減を進めようとしている。それをやみくもにやっていたいのですかという問題があるろうと考えます。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私が町長になったとき、もう既にコロナ感染拡大して、2020年の10月でしたので、相当行政内でも様々な対応に苦慮していた状況に町長になりました。不幸なことに今回のコロナ、情報発信に関しては心ない誹謗中傷からスタートしてしまった。それが情報を柔軟に活用するというか、お伝えするというよりかはその方の基本的な生活の尊厳を守るためにどうするかというところに判断がシフトしてしまったというのが不幸な出来事だったなと思います。ただ、今回のコロナ感染症に対する様々な、本当にうまくいかなかったところもありますし、直さなければならない、見直さなければならないというところがある意味いい意味であぶり出されたと私は思っています。その中で地域、森町だけではない話だとは思いますが、北海道、日本全国というレベルで医療支援というところ、医療従事者、施設も含めて非常に逼迫したというところは2類指定の対応、そこへの対応しなければならない事項の多さ、そして爆発的にその感染者が増えたというところも非常に逼迫した原因になっているのかなと私は思っています。

だからといって、2類指定の対応を簡単に変えるべきではないとは思いますが、しかしながら人類がいまだかつて経験したことのない2類の感染症の感染、爆発的な拡大、それに対する行政リソースの消耗の仕方、逼迫の仕方、地域の方々、経済、どのように疲弊していくのか、さらにこれからはそこから立ち上がるべくそのスキームもしっかりと知見として私は取り入れていくべきだなと思っておりますので、それらの知見を総合的に活

用しながら、また同じような状況になるとは限らないのですけれども、今回の経験をしっかりと生かして次来たるべくそういった感染症に対する予防はある程度は可能なのかなと思っております。しかしながら、行政の一方通行な考えとか思いだけではなかなかうまくいかないところもありますし、何より町民の皆様にご理解いただく必要もあると思います。議員ご指摘のように、やみくもに地域の医療資源を削減するということには私は簡単な判断にはならないと思いますし、当然北海道が所管する保健所に関しましても必要に応じてしっかりとその辺は訴えかけていきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○6番（野口周治君） 聞き取りにくいからマスク外したほうがいいと言われて外していましたが、町長の答弁よく聞こえるので、私もマスクをして質問させていただきます。

今とても大事なことをおっしゃったと思うのです。情報は出したかったけれども、当初心ない誹謗中傷があった。私もそれ覚えています。ひどいことが起きた。その直後に町長が一生懸命呼びかけられているのを見て、そうなのです。正しく情報を伝えて、正しく恐れるためにリーダーがこういうふう発信しなければいけないと私も思いました。ただ、これをもう少し広く見るとリスクコミュニケーションの分野、つまりリスクあることをどのように伝えて共有化するかがその後を全て決めていくという観点から見ると、上意下達のコントロールではなくて、どうやって共有するかという視点でリスクコミュニケーションの在り方を考えていくという課題だと思うのです。ここは今回の最も大事な、踏まえて今後につなぐべき課題だと私も思っています。次また違う形の病気、違う形の参事が起きるかもしれません。そのときにどうやってコミュニケーションを取るのか。極力情報は出さなければいけない、これが世界でも日本でもリスクコミュニケーションを勉強している人たちの常識です。隠せば隠すほどおかしくなるというのが常識です。それを今回私は国も道もやらなかったなと思っておりますけれども、だから検査もせずに分からないことにしてしまうようなことをやっていたけれども、でも基本はなるだけ出していきますと、その中で人権を守る、人の生活を守ることをどうやるかを考える、難しいのですけれども、ぜひ追いかけてほしいと思います。

それと、そういう中で情報を伝えるために、伝えてみんな考えるためには情報を国や道が握るのではなくて出す側でやってほしい、これも働きかけていくべく課題ではないかと思えます。町が持っている情報の扱いはなくて、どうやって情報を出してください、だって前線で当たるのは保健所だけではない、自治体こそが住民のみんなに向かい合って仕事を、皆さん本当に苦労されたと思うのですけれども、そういう場ですから、ぜひそこにちゃんと情報は出してください、今度はというふうにやっていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、リスクコミュニケーション、非常に大事な観点だと思います。感染症に対する対応だけではなくて、当町は津波の災害、様々な、噴火もそうですけれども、そういった予想だにしないようなことが起きたときの対応という意味ではどういうリスクが各それぞれの町民の皆様にあるのかというものはお伝えして、そういった状況を共有しながら対応策をつくり上げていく、これは非常に大事な観点だと思いますので、今回の積み重ねた知見と併せまして大事な要素として各それぞれのほかの担当課にもしっかりと生かせるように行っていきたいと思います。

情報の発信に関しましては、過ぎてしまったので、あのときどうすればよかったかというところはなかなか、今の時点で私のほうから言うのは簡単なのですけれども、できなかったこと、できたことを踏まえまして、出す情報をどう加工すればいいかという知見もある程度は学びました。その中でこういう情報を出してほしい、例えば全部出せないのであればこういうふうに加工作して情報を出してもらえればある程度は伝わるのではないかという意見も当時同僚議員の皆様からいただいてもおりましたので、その辺は、次どのようなパターンで感染症のこういう状況が生まれるのかというのはなかなか予測できないのですけれども、しっかりとスタートからゴールまでの様々な起きたこと、できたこと、できなかったこと、反省点も踏まえて次のそういった災害、事象に対する知見として生かしていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） 新しい感染症への対応体制の在り方についてを終わります。

次に、公共施設のトイレの在り方についてを行います。

○6番（野口周治君） 少し趣は変わりますけれども、3番、公共施設のトイレの在り方について町長と教育長にお尋ねをします。

トイレは、一人一人の健康のために絶対に必要なものですから、例えば個人の属性によって利用のしやすさに著しい差があってはなりません。例えば女性のトイレには便器の数が少ないため長い行列ができる。洋式の便器が少なく、使いにくい方がいらっしゃる。障がいのある方など誰でも使えるトイレがほとんどないなどです。森町の公共施設について改善が必要だと私は考えます。また、改善の時期は施設の改修や更新まで待っては遅過ぎる課題もあると考えます。いかがでしょうか。

3つに整理をしました。利用者の男女の比率に対応した便器の数の配置。

2、女性用トイレ及び男子大便器の洋式の拡充。

3、障がい者、性的少数者など誰もが利用できるトイレの整備。

お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 私と教育長への質問ということではございますが、まずは私から答弁させていただきたいと思います。

町内公共施設に関しましては、役場庁舎や公民館をはじめ老朽化が著しい施設も多々あり、これらの施設内のトイレにつきましても同様であると認識しております。過去には洋

式化や小規模改修は行っているものの、利用しやすい快適な空間の確保には至っていない部分もございます。議員ご質問の便器数の配置増や誰もが利用できる多目的トイレを新設することは、既存の施設では構造的にもなかなか難しい課題であると感じます。しかしながら、障がいのある方など誰もが利用しやすい環境づくりはトイレに限らず重要でありますので、各施設のニーズに合わせてトイレの改修が可能かどうか判断してまいります。

なお、今後新たに公共施設を整備する際にはいただいておりますご意見を反映させ、町民の皆様が快適に利用できる空間確保に努めてまいります。

また、洋式トイレの拡充であります。利用されている方の声や和式トイレの需要も確認しながら、それぞれの施設の現状に即した環境整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○6番（野口周治君） 利用しやすい快適なという文脈で回答いただいております。おっしゃったように、例えば洋式が全ていいのではなくて、和式のほうが好きな方もいらっしゃいます。それから、洋式のトイレがあった場合に衛生面は大丈夫かと気になる方もいらっしゃる。だから、例えばコンビニのトイレには必ず消毒のがついていて、自分が使う前には消毒できるようにしてあるのではないかと、こういうことだと思うのです。同じように、この話をするとたくさんの人、特に女性からは幾らでも話は出てくる。それぐらいこれまでちゃんと踏まえていなかったかなと私は思うのですけれども、例えばトイレの入り口で異性と鉢合わせしたくないです。入り口共通。かと思うと、公園のトイレなんか、これ一々を今日どうしてくれという話ではないです。例として聞いていただきたいのですけれども、トイレの入り口が共通になっていて、そこに目隠しがついている。そうすると、子供が入っていくときに変質者が反対から入ってついていっても分からないよねと、とても怖いとお母さんもおっしゃることもありました。それから、トイレの中が見えるのは嫌だよねと、見るのももちろん嫌ですけれども、見られるのはもっと嫌だけれどもという話もあるし。例えば荷物を持っている人がトイレに入りました。荷物どうしよう。かけるところって高くて腕を差し上げないといけないけれども、自分の腕はもうそんなに上がらないという方もいらっしゃる。そういう非常に細やかなのですが、そういうことに対応していくことはできる話が幾らでもまだあると思います。ぜひそういうことを大事にしている町政というのをアピールしていただきたい。

障がい者のトイレ、誰でも使えるトイレについて、障がい者に関する扱いというのはだんだん今までとは変わってきて、今は権利だというふうになってきましたけれども、でも世の中全体ではまだぜいたく言うなみたいなことを言う人たちもいらっしゃいますが、私はそうではないと。やっぱり一人一人が持っている権利の問題、尊厳の問題ですから、ここはきちんと向かい合うべきだと考えます。可能な限り早く改善を進めていただきたい。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町民の声を非常に多くお聞きになっていらっしゃるのだなというふうに思いまして、お母さんから子供が公園のトイレを利用したときの不安な部分、そういう点に関しまして安全確保という観点からも点検は少しさせていただきたいなと思います。限りなく早く改善できれば私もそれにこしたことはないのかなというところではありますけれども、公共施設に関しましては直近の改修の計画の中にしっかりとこれは取り入れたいと思っておりますし、当然町民からのワークショップを行った際にもその辺の意見は出るものだと思っておりますので、しっかりと生かしていきたいなと思います。そして、そんな大きくお金かけなくてもちょっとした工夫でできる、全てをできないにしろ、ちょっとしたそういう細やかな気遣いが気づいてもらえるような、そういった工夫できると思いますので、それは検討して、手探りになるのかもしれませんが、そこはなるべくお金がかからない範囲でできることは検討させてもらいたいなと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○6番（野口周治君） ぜひお金もかけながらやっていただきたいですが、ただこれは全体の中の部分ですから、それだけを取り上げてこれを何が何でも全部というのは私はしません。でも、町がそうやって動くことがみんなを変えていくのだと私は思うのです。目に見えたらそのことでみんなも変わっていく、町民が変わっていく、そして町も変わる、そういうサイクルとして前向きの課題として位置づけてもらったらいいいのではないかと思います。

それで、誰でも使えるトイレのもう一つのキーワードで、最初の質問にも書きましたけれども、性的少数者、人口の大体5%とか7%とか、もっと少ないという説もありますけれども、一定数はいらっしゃいます。そういう方たちの多くが差別だとか社会的な圧力、男らしく、女らしくにさらされているという現実があります。私の知り合いのお子さんが、あるいはかつての同僚自身が、その人は私に話をしてくれてあと思ったのですけれども、だったり、それから森高校の通学されている学生さんにもいらっしゃいました。これはたまたまなのですけれども。こういう人たちの中でも特に今回は性自認、生まれ持った体は例えば男である。でも、心は女性だという方がある割合でいらっしゃいます。これって異常ではなくて個性なのです。病気ではなくてその人が生まれ持ったものだというのが世界の共通認識です。これを障がいだと捉えると治療の対象だったりという問題になるのですけれども、そうではない。一人一人の個性の問題としてどう向かい合うかが大事だと私は思います。

誰でも使えるトイレ、例えばこれも公園を例にします。対応をすぐという話ではないです。障がい者も使うトイレと書いてあるのですけれども、男性用、女性用となっています。これを誰でも使えるトイレが2つあるというふうにするだけでも大変使いやすくなると。そうやって誰もが使えるってどういうことかを深めていただきたいなと考えます。性的少

数者で今日締めますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私の立場からこのお話を難しい問題だというふうに話してしまうのはいかがなものかなと自分自身で思うところもあるのですが、非常に自身の性に対して自認、どういうものであるかというところを、それを周りにいる人間がどのように認めてあげるといえるか、許容する社会をどうつくっていくかというところになるのかなと思います。当然昨今様々なニュースでそれぞれの立場からいろんな主張、これはなかなか表現も難しいのですが、事件ですとか課題ですとか、そういったことを懸念する、そういった情報発信もございます。まずはそのような方々が一定数おられて、その方々が生活する上で本当に何に不便を感じているのか、その方々が不便を感じないように公共施設を整備したときに、ではそうではない方々がどうなるのか、本当に総合的に、包括的に、社会をつくるという意味では非常に熟慮を要しますし、様々な方々の意見もお聞きしなければならないと思います。

近隣市町村では役場の手続に関して条例を制定して、ある一定数の、これもなかなか表現が難しいのですが、配慮といいますか、方向性を示している自治体もございます。まずは政治活動として私はそういう方々のお話を聞かせていただきたいと思っておりますし、私自信は町長として、政治活動として全ての方々にオープンにしておりますので、現実的にこの森町で生活するために不便を感じている俗に言うLGBTQの方々いらっしゃいましたらぜひお話をお聞かせいただきたいと思っておりますし、私も積極的にそういった方々とコミュニケーション取っていきたいと考えておりますので、まずはそこからスタートさせていただきたいというところでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 公共施設のトイレの在り方についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

3時20分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

◎日程第6 報告第1号

○議長（木村俊広君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、令和4年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和4年度森町一般会計補正予算の第15回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億3,225万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ137億4,201万円としたものです。

繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、項1町民税から12ページ中段の項6入湯税まで町税全体として2,773万1,000円を追加したものです。

続いて、款2地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款13分担金及び負担金、20ページからの款14使用料及び手数料、款15国庫支出金、26ページからの款16道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところ です。

続いて、30ページからの款17財産収入、32ページの款18寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては、13万4,031件で総額22億3,070万7,000円の収入となったところ です。

款19繰入金では、4億5,138万2,000円を減額するものです。

続いて、34ページからの款21諸収入から36、38ページの款22町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところ です。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。54ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の2,041万円の減額は、国民健康保険特別会計の執行精査によるものです。

続いて、56ページのみ4老人福祉総務費、節27繰出金の1,496万9,000円の減額は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査によるものです。

続いて、58ページのみ8後期高齢者医療費、節27繰出金の105万3,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長（木村俊広君） 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 報告第2号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,082万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億3,117万8,000円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費等の確定に伴い精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等国民健康保険税について精査し、補正したものです。

款4道支出金は、交付金の確定により精査し、補正したものです。

款5繰入金は、事業費等の精査に伴い減額したものです。

款7諸収入は、一般被保険者に係る延滞金及び返納金について精査し、補正したものです。

12ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費から14ページ上段、項5特別対策事業費までは、人件費、事務費等の精査により減額したものです。

款2保険給付費、項1療養諸費から18ページ中段、項6傷病手当金までは、療養給付費等の確定に伴い精査し、減額したものです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分は、財源内訳を変更したものです。

20ページの款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費及び項2保健事業費は、特定健康診査、予防接種等の事業費について精査し、減額したものです。

22ページの款7基金積立金は、593万1,000円を増額したものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金は、保険税還付金等について精査し、減額したものです。

項2繰出金は、森町国民健康保険病院への繰出金を精査し、増額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページから歳入歳出一括で行います。



(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第8 報告第3号

○議長(木村俊広君) 日程第8、報告第3号 専決処分した事件の報告について、令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長(宮崎弘光君) 報告第3号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ244万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,918万2,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、減額したものです。

款2使用料及び手数料から6ページの款5諸収入までは、会計年度の終了に伴いそれぞれ精査し、補正したものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費及び項2徴収費は、人件費、事務費等の精査により減額したものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入等の精査により減額したものです。

10ページ、款3諸支出金、項1償還金及び還付金は、会計年度の終了に伴い精査し、減額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長(木村俊広君) 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 報告第4号 専決処分した事件の報告についてご説明させていただきます。

本件は、令和4年度森町介護保険事業特別会計において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開き願います。令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,961万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億182万円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ598万4,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1保険料につきましても、特別徴収及び普通徴収保険料全体として206万4,000円を増額補正したものです。

款4国庫支出金から12ページの款8繰入金までにつきましても、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の確定により精査し、増減補正したものです。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。14ページから16ページの款1総務費につきましても、人件費、事務費、介護認定審査費用及び介護保険事業計画基礎調査業務委託料の執行精査により減額補正したものです。

18ページから24ページの款2保険給付費につきましても、各サービス費等の執行精査により減額補正したものです。

24ページから30ページの款4地域支援事業費につきましても、各事業及び包括支援センター運営費等の執行精査により減額補正したものです。

30ページの款6基金積立金につきましても、各サービス費等の確定に伴い増額補正したものです。

続いて、34ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1サービス収入につきましても、サービス計画費収入の執行精査により増額補正したものです。

36ページをお開き願います。歳出、款1事業費につきましても、サービス計画作成委託料の執行精査により減額補正したものです。

款2諸支出金につきましても、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書、保険事業勘定は8ページから、サービス事業勘定は34ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第10 報告第5号

○議長（木村俊広君） 日程第10、報告第5号 専決処分した事件の報告について、令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、報告第5号 専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1 ページ目を御覧ください。令和4年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,311万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,351万9,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入でございますが、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入及び目2 居宅介護サービス費収入並びに項2 自己負担金収入につきましては、入園者の入院等による減額が主な要因でございます。

次に、款3 繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5 諸収入、項1 雑入は、介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございますが、款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費につきましては、施設管理に係るものを精査したものでございます。

続きまして、下段の款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費につきましては、入園者のサービスに係る職員の人件費並びに需用費などを精査したものでございます。

以上で報告第5号、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（木村俊広君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、令和

4年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第6号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件は、令和4年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ51万1,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして1,000円を増額したものでございます。

また、款2、項1、目1繰越金につきましては、令和3年度からの繰越しがありませんでしたので、減額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8につきましては、業務の執行精査に伴いまして不用額全額を減額したものでございます。また、節27繰出金につきましては、歳出予算の確定に伴いまして執行残となりました15万2,000円を増額いたしまして一般会計に繰り出したものでございます。

以上、報告第6号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

#### ◎日程第12 報告第7号

○議長（木村俊広君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件は、令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,234万6,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。

歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、令和4年度中におけるウロ受入れ量の増加によりまして718万9,000円を増額したものでございます。

また、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、業務の執行精査に伴いまして基金からの繰入れが不要となったことから、950万円全額を減額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出のうち減額補正につきましては業務の執行精査によるものでございまして、そのうち節12委託料の乾燥処理業務と焼却処理業務につきましては、運搬と処理を行う業者の都合により予定数量を処理できなかったことが主な理由でございます。なお、令和4年度中に受け入れましたウロのうち、ただいま述べました業者の都合によって処理できなかった部分につきましては既に水産加工会社から施設使用料を頂戴してございます。このため、過充当となりました441万2,000円につきましてはホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金へ積み立てるため、節24積立金に増額計上したところでございます。

以上、報告第7号 専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

### ◎日程第13 報告第8号

○議長（木村俊広君） 日程第13、報告第8号 専決処分した事件の報告について、令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○病院事務長（千葉正一君） 報告第8号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものでございます。

1ページをお開き願います。本件につきましては、令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回目となったものでございます。

第2条、令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正したものでございます。

収入、第1款病院事業収益10億5,594万3,000円に883万6,000円を増額し、10億6,477万9,000円としたものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の4,618万6,000円を4,518万3,000円に改めるものでございます。収入、第1款資本的収入7,824万8,000円から100万3,000円を増額し、7,925万1,000円とするものでございます。

以下、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入でございますが、第1款病院事業収益、項2医業外収益、目3補助金803万5,000円の増額補正につきましては、年度末に決定した国保調整交付金、感染病床確保促進事業補助金の交付額の確定により精査したものでございます。

款1病院事業収益、項3特別利益、目1その他特別利益80万1,000円の増額補正につきましては、薬品転売被害損害賠償請求未回収金における令和4年度の回収金であります。

次に、資本的収入でございますが、款1資本的収入、項3補助金、目1国庫補助金及び目2道補助金100万3,000円の増額補正につきましても、年度末に決定した国保調整交付金の交付額の確定により精査したものでございます。

以上、報告第8号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページです。収入支出一括で行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

#### ◎日程第14 報告第9号

○議長（木村俊広君） 日程第14、報告第9号 令和4年度森町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年度森町一般会計継続費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款4衛生費の事業名、汚泥再生処理センター施設整備事業の858万円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終わります。

#### ◎日程第15 報告第10号

○議長（木村俊広君） 日程第15、報告第10号 令和4年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款2総務費から款10教育費までの9事業の合計4億7,471万8,000円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号を終わります。

#### ◎日程第16 報告第11号

○議長（木村俊広君） 日程第16、報告第11号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、報告第11号についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年度森町公共下水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越しについてであります。

次ページの繰越計算書を御覧ください。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費2,014万1,000円を翌年度へ繰り越したものです。繰り越した工事名は、森町特定環境保全公共下水道赤井川枝線管渠新設工事（第2工区）で、マンホール内ポンプ設置工事であります。繰越理由としまして、社会情勢の影響により、資材の入手に不測の日数を要し、工期を延長したためでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号を終わります。

#### ◎日程第17 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第1号 森町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○防災交通課長（柴田正哲君） それでは、議案第1号 森町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、森町防災行政無線施設条例の一部を次のように改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料1の新旧対照表によりご説明いたします。1ページを御覧ください。提案理由につきましては、防災行政無線施設のデジタル化が令和5年7月20日をもって完了するため、更新される無線施設の名称及び位置、屋内受信施設の指定する場所について改正しようとするものです。

施行年月日は、令和5年7月21日になります。

2ページから3ページをお開き願います。別表第1の無線施設の名称及び位置について記載のとおり改正しようとするものです。

3ページをお願いします。別表第2の屋内受信施設の指定する場所について、4項の旧砂原町地区に関する事項について削除を行い、庁内における取扱いを統一するものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第18、議案第2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（坂田明仁君） 議案第2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー2及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。

条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由及び改正内容につきましては、森町立石倉小学校を閉校とするため、森町立学校設置条例から石倉小学校を削るものです。

施行年月日につきましては、令和5年9月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。



○2番（河野文彦君） この条例改正については全協でも説明いただいている、この条例自体には特段質疑はないのですけれども、この場所でしか質問する機会がないと思ったので、挙手させていただいたのですけれども、これ9月1日から要は一般財産に移行するというようなことになるかと思うのですけれども、一般財産になったときの維持管理費、9月1日から維持管理費が発生すると思うのですけれども、次の定例会は9月1日以降なわけです。ということは、それ以前に議会招集して補正にて一般財産に移管した後の維持管理費を上程するスケジュールであるということによろしいでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

石倉小学校の維持管理費につきましては、既に委託料等で学校教育課のほうで契約しているところです。実際一年通しての契約している部分につきましては、こちらのほうで引き続き支払いするような格好になっていくかというふうに思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第3号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号、森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。あわせて、資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更になったことに伴い人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布され、防疫等作業手当の特例が削除されました。森町においても、国と同様の措置を講ずるよう関係条例を改正しようとするものです。

改正内容ですが、附則第2項、第3項及び見出しを削ることで防疫等作業手当を廃止す

るものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第20、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、濁川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものです。

裏面の総合整備計画書を御覧願います。本案につきましては、濁川地区の農道整備事業、農業用排水路整備事業の実施に当たり、濁川辺地に係る総合整備計画を策定し、辺地対策事業債を充当しようとするものです。

下段の3の公共施設の整備計画ですが、令和5年度から令和9年度までの5か年で事業を計画しております。農道濁川4号線及び農業用排水路の整備をし、事業費全体として1億570万円、辺地対策事業債の予定額は4,280万円と計画しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第20、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第5号

○議長(木村俊広君) 日程第21、議案第5号 令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町一般会計補正予算の2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,601万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ114億8,855万3,000円にしようとするものです。

第2条の地方債の補正は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金、項1国庫負担金の1,068万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金を計上するものです。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の1億3,680万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、歳出で説明する事業等に充当しようとするものです。

目3衛生費国庫補助金は、国庫負担金同様に新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金を計上するものです。

款19繰入金の減額は、ふるさと応援基金繰入金を活用し、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金の増額補正分や尾白内小学校閉校式記念事業補助金に充当しようとするものですが、当初予算でふるさと応援基金繰入金を活用した事業について充当財源が変更となるため、減額となるものです。

款20繰越金の2,703万2,000円は、補正財源として計上するものです。

次に、10ページの款21諸収入の6,358万4,000円は、スポーツ振興くじ助成金を計上し、町民体育館施設改修工事のほか、移動式バスケットゴールの購入費に充当しようとするものです。

款22町債では、町民体育館施設改修工事等にスポーツ振興くじ助成金を充当することにより減額となるものです。

次に、12ページからの歳出についてご説明します。各費目で消防設備保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目7情報推進費の79万1,000円は、光回線に係る通信費を増額補正するものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の89万4,000円は、森町国民健康保険特別会計に対する繰出金を増額補正するものです。

目3社会福祉施設費、節17備品購入費では、鳥崎生活改善センターのストーブを購入するものです。

目4老人福祉総務費及び目8後期高齢者医療費、節27繰出金では、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対する繰出金をそれぞれ増額補正するものです。

目9電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の9,950万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度の住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を、また町独自の取組として均等割のみの世帯に1世帯当たり1万8,000円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る費用を計上するものです。需用費、役務費及び委託料など事務費の合計770万7,000円と給付費9,180万円を計上するものです。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

項2児童福祉費、目2保育所費、節10需用費の52万7,000円は、森保育所調理室水抜き栓取替え修繕のほか小破修繕料を計上するものです。

次に、14ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節17備品購入費では、さわら斎場のFF式ストーブを購入するものです。

目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費の2,702万5,000円は、令和5年度秋開始のワクチン接種に係る費用を計上するものです。

次に、16ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費では、農業肥料購入緊急支援金給付事業補助金及び飼料高騰緊急支援金交付事業補助金について、当初予算ではふるさと応援基金繰入金を充当しておりましたが、肥料購入補助金については一部を、飼料高騰補助金については全額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することにより財源内訳が変更となるものです。

目4畜産業費の2万7,000円は、会計年度任用職員の通勤費を増額補正するものです。

項2林業費、目1林業総務費、節7報償費ではエゾシカ駆除報償金に、節18負担金補助及び交付金では熊捕獲交付金にそれぞれ予算不足が懸念されるため、補正するものです。

目2林業振興費の節3職員手当から節18負担金補助及び交付金の講習会負担金までについては、新たに任用した地域おこし協力隊員の活動内容を精査し、それぞれの費目で増減補正するものです。また、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金に予算不足が懸念されるため、補正するものです。

目4森林環境事業費、節17備品購入費の1万1,000円は、若年層担い手育成施設の消火器を購入するものです。

次に、18ページの項3水産業費、目4排水処理施設費、節11役務費の25万9,000円は、排

水処理施設の水質検査手数料を増額補正するものです。節12委託料では、排水処理施設の水質改善のための詳細な調査を実施しようとするものです。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節10需用費の10万円は、地域活性化広場給水施設の修繕を実施するものです。節18負担金補助及び交付金の696万5,000円は、さくら商品券及び建設商品券について、申込者全員が購入していただくため補助金を増額補正しようとするものです。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。また、飲食プレミアム商品券販売事業補助金について、当初予算ではふるさと応援基金繰入金を充当しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することにより、財源内訳が変更となるものです。

目2観光費、節18負担金補助及び交付金の40万円は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いツアー数の増加を見込み、森蘭航路協議会負担金を増額するものです。

款8土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、節10需用費の400万円は、度杭崎団地C棟のユニットバス漏水修繕のほか町営住宅の今後の修繕を見込み、増額補正しようとするものです。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の380万3,000円は、砂原小学校の送水ポンプ取替え修繕のほか小破修繕料を計上するものです。また、節18負担金補助及び交付金の220万円は、尾白内小学校閉校式記念事業補助金を計上するものです。

次に、22ページの項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費の13万2,000円は、砂原公民館ステージ幕の修繕をするものです。節17備品購入費の33万8,000円は、森町公民館調理室の冷蔵庫が故障したため、買換えしようとするものです。また、節18負担金補助及び交付金では、北海道公民館協会負担金を計上するものです。

項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費の94万7,000円は、給食センターの暖房機器の修繕料を計上するものです。

款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

○2番（河野文彦君） 資料ナンバー5番のプレミアム商品券なのですが、今回も全ての方が購入していただけるように補正というふうな形になって、結構建設商品券なんかですと明らかにプレミアム商品券事業があった年には見積依頼等々の顧客がすごく増えるということで、大変助かるというお声は聞いていました。そういった中で、今回この補助金の追加を行うに当たって各団体、会議所と商工会ですか、からの要望等があったのかと思いますけれども、その要望の中で各業者からの声だとか実際に使っていただけるお店の声というのは役場のほうに届いているかどうか聞かせてください。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

まず、実施主体である会議所、商工会からの要望がございまして今回増額しております。要望の内容といたしましては、5月8日から5類移行されましたが、まだまだコロナによる影響が依然と残っておりまして引き続き厳しい経営環境という内容でして、また消費者に対しましても電気料、物価高騰があるということで、同じく対策を図りたいということで要望が来ております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 続いて、資料ナンバー4番のガス、食品等の高騰の支援金のところなのですけれども、申請期間が7月中旬ということで、今日の予算確保から1か月以上たってから申請というようなスケジュールになっているのですけれども、周知方法が広報がメインになるのかなという中で、広報が次のスケジュールが7月なので、それに合わせてスタートが7月中旬にしているのかなというところを僕は推察していたのですけれども、特段7月以降やりなさいとかお国のほうから指示がないのであれば先行してホームページなり防災無線なんかで周知して、別に先着何名とかという事業ではないと思うので、早く周知して早く知った方からでもどんどん申請して、もし早く給付することが可能であればするべきではないのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今回の給付金のスケジュールの関係だと思っておりますけれども、まず7月中旬とうたってのは、対象者の抽出だとか、今回委託料で組んでいるシステムの構築だとかというものに、どうしても入札になるものですから、その期間があります。ただし、こういった状況なので、一日でも早く皆さんのほうに振込できるように対応のほうはしていきたいと思っております。あと、広報できるものも早めに広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第22 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第22、議案第6号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補

正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第6号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億1,051万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款5繰入金、項1一般会計繰入金89万4,000円の増額は、歳出で説明いたします人件費の増額によるものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費89万4,000円の増額は、人事異動に伴うものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第23、議案第7号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第7号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,467万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金66万8,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします人件費の増額によるものです。

6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 66 万 8,000 円の増額につきましては、人事異動に伴うものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第 23、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 24 議案第 8 号

○議長（木村俊広君） 日程第 24、議案第 8 号 令和 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第 8 号についてご説明させていただきます。

本案は、令和 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第 1 回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 21 億 8,023 万 8,000 円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金 66 万 5,000 円の増額及び項 3 基金繰入金 21 万 5,000 円の増額につきましては、歳出で説明いたします職員の給料、職員手当及び保険料等払戻金に充当しようとするものです。

6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費 45 万 9,000 円の増額につきましては、職員の給料及び職員手当を補正しようとするものです。

款 4 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費 20 万 6,000 円の増額につきましては、職員手当を補正しようとするものです。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金 21 万 5,000 円の増額につきましては、過年度分に係る保険料等払戻金を補正しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。



○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第25、議案第9号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ2億7,474万6,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金907万円を追加し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費は、地下ピットの水漏れ修繕及び床タイル修繕及び小破修繕しようとするものです。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節1報酬及び節8旅費はパート介護職員雇用に伴うもの、節2給料及び節3職員手当は人事異動に伴うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第25、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第26 議案第10号

○議長(木村俊広君) 日程第26、議案第10号 令和5年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(水元良文君) それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の支出について、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億5,689万6,000円に199万5,000円増額し、支出総額を4億5,889万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億1,919万6,000円から1,000万減額し、収入総額を2億919万6,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億4,195万6,000円から1,000万円減額し、支出総額を3億3,195万6,000円にしようとするものでございます。

第4条の債務負担行為につきましては、令和6年度の限度額を1億600万円から1,000万円増額し、1億1,600万円にしようとするものでございます。これは、今年度の国庫補助金の交付額の減額に伴い、それに見合う事業費を来年度に持ち越して施行しようとするものでございます。

第5条の企業債について、予算第6条中の企業債の借入限度額4,240万円を3,750万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目4総係費199万5,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、5ページ、資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債490万円の減額並びに項2国庫補助金、目1国庫補助金510万円の減額は、事業の精査によるものです。

次に、支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費

1,000万円の減額は、先ほど債務負担行為についてご説明しました森浄化センターほか機械設備、電気設備改築更新工事委託料の精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第27、議案第11号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） 議案第11号についてご説明を申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量ですが、小型動力ポンプ付積載車1台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、2,420万円でございます。取得の相手方は、北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、岩村純一でございます。

参考といたしまして、資料の6に入札及び契約状況表を提出しております。

ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第27、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 同意第1号ないし同意第15号

○議長(木村俊広君) 日程第28、同意第1号 農業委員の選任についてから同意第15号 農業委員の選任についてまでの15件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(岡嶋康輔君) ただいま議題となりました同意第1号から同意第15号、森町農業委員の選任について15件一括して提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となります。本件は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員会の委員を選任することについて議会の同意を得ようとするものであります。また、選任に当たりましては、認定農業者が過半で、中立、公正な判断ができる者として農業者以外の者を含めることと女性、青年を積極的に登用することとされております。

先般3月15日から4月11日までの期間において委員の募集をしたところ、定数15名に対し16名の応募、うち推薦1件があり、町内で組織する候補者評価委員会にて候補者評価基準に基づきポイントを付与し、評価を実施していただき、15名の報告を受けたものでございます。当該委員といたしましては、申込順により説明させていただきます。同意第1号では字本町113番地3、猪子和博氏、同意第2号では字砂原西3丁目18番地19、石澤良則氏、同意第3号では字白川25番地25、河野芳之氏、同意第4号では濁川250番地6、高瀬幸巳氏、同意第5号では字鳥崎町195番地3、佐橋悟氏、同意第6号では字駒ヶ岳401番地6、皆川毅氏、同意第7号では字駒ヶ岳451番地13、加藤秋彦氏、同意第8号では字濁川247番地、豆澤俊二氏、同意第9号では字駒ヶ岳491番地1、瀬野秀雄氏、同意第10号では字砂原東4丁目1番地211、甲田祐康氏、同意第11号では字尾白内町1025番地4、小森昭彦氏、同意第12号では字姫川121番地43、宮本秀逸氏、同意第13号では字森川町255番地3、中村芙美氏、同意第14号では字駒ヶ岳500番地、青山純司氏、同意第15号では字白川59、黒澤寿光氏、以上15名の方々ですが、いずれの方も委員として適任であると考えております。

経歴等につきましては、資料ナンバー7から資料ナンバー21を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長(木村俊広君) 説明が終わりました。

これから同意第1号から同意第15号まで一括で質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 質疑を終わります。  
これより採決を行います。採決は、1議案ごとに行います。  
これから同意第1号について討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 討論を終わります。  
これから同意第1号を採決します。  
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。  
同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第2号について討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 討論を終わります。  
これから同意第2号を採決します。  
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。  
同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第3号について討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 討論を終わります。  
これから同意第3号を採決します。  
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。  
同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第4号について討論を行います。討論ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 討論を終わります。  
これから同意第4号を採決します。  
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

- 議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。  
同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。  
次に、同意第5号について討論を行います。討論ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号について討論を行います。討論ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

同意第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号について討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第7号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

同意第7号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号について討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第8号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

同意第8号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号について討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第9号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第9号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第10号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第11号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第11号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第11号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第12号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第12号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第12号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第13号について討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第13号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

同意第13号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第14号について討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第14号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

同意第14号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第15号について討論を行います。討論ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第15号を採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

同意第15号は、原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎日程第29 意見書案第1号

○議長(木村俊広君) 日程第29、意見書案第1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第29、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第30 意見書案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第30、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)



○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第30、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第31 意見書案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第31、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第31、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第32 意見書案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第32、意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第32、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 意見書案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第33、意見書案第5号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第33、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 意見書案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第34、意見書案第6号 女性差別撤廃条約選択議決書の速やかな批准を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数です。

よって、日程第34、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第35、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

#### ◎日程第36 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第36、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

#### ◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして令和5年第2回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和5年第2回森町議会6月会議を終了します。

休会 午後 4時45分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年6月6日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員